生　活　編

学生生活をはじめるにあたって

知っておいて欲しいこと

生産工学部は実籾キャンパスと津田沼キャンパスの２つで構成されています

主に１年次生が学ぶ実籾キャンパスには，教室棟・物理・化学棟をはじめグラウンドなどがあります。このキャンパスは，１年次生の授業時間割表に記載されている教養科目及び基盤科目を中心に授業が行われます。

主に２年次生以上が学ぶ津田沼キャンパスには，各専門学科棟，研究センター，図書館及び体育館などがあります。このキャンパスは，２～４年次生の授業時間割表に記載されている全ての科目の授業が行われます。

伝達事項について

皆さんへの告知，通達その他の伝達事項は，すべて掲示板又はポータルシステムにより指示します。

ポータルシステムＵＲＬ　https://portal.cit.nihon-u.ac.jp/

伝達事項の見落としがないように，登下校時には掲示板をみる，あるいは日に数度はポータルシステムを確認する習慣をつけてください。

掲示物は，次の場所にそれぞれ掲示されます。

事項	掲示場所	取扱課
休講・補講・時間割の変更等授業に関する事項	＊津田沼キャンパス 37 号館前 ＊実籾キャンパス ２号館(教室棟Ⅰ)前 又は２Ｆの掲示板	教　務　課 実籾校舎事務課
試験に関する事項		
教職課程に関する連絡事項		
課外活動・奨学金・その他	＊津田沼キャンパス 図書館前 ＊実籾キャンパス ２号館(教室棟Ⅰ)前 又は２Ｆの掲示板	学　生　課 実籾校舎事務課
学生生活全般に関する事項		
アルバイトに関する事項	＊津田沼キャンパス １号館２Ｆ学生課前 ＊実籾キャンパス １号館１Ｆ 実籾校舎事務課前	学　生　課 実籾校舎事務課
図書館利用に関する事項	＊津田沼キャンパス 図書館内	図書館事務課
就職に関する事項	＊津田沼キャンパス 37 号館前	就職指導課
学術講演会に関する事項	＊津田沼キャンパス 37 号館前	研究事務課
学科に関する事項	各学科の掲示板	各　学　科

掲示板あるいはポータルシステムでの確認を怠り，不都合が生じても大学は責任を負いません。

学生証について

学生証は大学が皆さんに貸与するものです。本学を卒業する際は返還していただきます。また，退学・除籍の場合も返還していただきます。

① 学生証は皆さんのＩＤ（身分証明書）ですので，常に携帯してください。

② 試験時に学生証を不携帯の場合は受験できません。また，各種証明書の発行，図書館，体育施設など諸施設の利用の際に必要です。

③ 学生証を紛失した際の学生証発行手数料は 1,000 円です。

④ 学生証の交換又は再発行の手続きは，１年次生は実籾校舎事務課（実籾キャンパス），２～４年次生は教務課（津田沼キャンパス）で行ってください。

⑤ 再発行した後に紛失した学生証が見つかった場合は，速やかに教務課へ返還してください。

⑥ 学生証の汚損・破損による交換は無料です。ただし，故意に汚損・破損させた場合の交換は，有料(1,000 円)となります。

⑦ 他の学生の学生証を使用した場合や故意に汚損・破損した場合は，処分等の対象となります。

学生証についての注意事項

① 学生証は学生証と有効期限を明示した「学生証裏面学籍シール」からなり，学生証の裏面に「学生証裏面学籍シール」が貼付されていない場合は無効です。

② 「学生証裏面学籍シール」の交付を受けたら直ちに学生番号，氏名，現住所を記入してください。

③ 学生証は在学期間を通して使用しますが，「学生証裏面学籍シール」の有効期限は１年間です。

④ 「学生証裏面学籍シール」は毎年４月のガイダンスで交付を受けてください。学生証は，毎年「学生証裏面学籍シール」を貼り替えることにより効力を発します。

⑤ 現住所を変更した場合は,「学生証裏面学籍シール」の交換が必要になります。変更届を提出後，直ちに学生課又は実籾校舎事務課で，新たな「学生証裏面学籍シール」の交付を受けてください。

⑥ 学生証の磁気・IC・バーコードには，日本大学の学生としてのＩＤ番号が入っています。

休講・補講について

19 ～ 20 ページを参照。

試験について

20 ～ 21 ページを参照

呼び出し，連絡，照会について

家族・知人などから大学へ，電話による学生の呼び出しを依頼されることがありますが，大学では，学生の居場所については明確に把握しかねますので，呼び出しには応じていません。あらかじめ承知しておいてください。

また，電話による学生の住所，成績などの問い合わせにも一切応じません。

守らなければならないこと

喫煙のマナーを守ろう

喫煙は本人だけでなく，周囲の人々もタバコの煙によって害を受けます。大学生になっても「未成年者喫煙禁止法」で 20 歳までは喫煙が禁止されています。20 歳になれば，タバコを吸うのは自己責任ですが，健康に影響が出るのはもちろん，女性の場合は妊娠・出産時の胎児への害も危惧されます。

生産工学部では，学生諸君の健康への配慮はもちろんのこと，校舎内及び周辺地域の美化のため

① 歩きタバコの禁止

② 吸殻のポイ捨て禁止

③ 所定の場所以外での喫煙禁止

を徹底しています。

タバコを吸わない人たちや周辺住民の方々とのトラブルに発展しかねませんので，吸わない人への心配りを持って，キャンパス内に限らず駅や商店街・路上でも喫煙マナーを守りましょう。

自動車通学は一切禁止です

本学では自動車による通学は一切禁止しています。クラブ活動や個人的な活動も含みます。

理由は，以下のとおりです。

① 交通事故の防止（年に数件の死傷事故が発生しています）

② 駐車場が確保できない

※違法駐車で，近隣住民とのトラブルの原因になります。

オートバイ・自転車通学についての注意

オートバイ・自転車で通学する学生は，毎年４月に実籾校舎事務課又は津田沼キャンパス学生課で，必ずバイク・自転車登録をしてください。登録ステッカーを渡しますので指定箇所にはり付けて，駐輪場に止めてください。**有効期限は1 年ですので，必ず毎年4 月に登録手続きを行ってください。**

また，車種変更の場合は再登録が必要です。登録車輌以外は無許可駐輪として，撤去等の処置をします。構内への乗入れも

（平成 30 年度 見本　バイク・自転車登録ステッカー）

禁止です。なお，**最近オートバイ・自転車の盗難が頻発していますので，駐輪の際には忘れずにチェーンロックなどで二重に施錠してください。**

徒歩通学中の注意

商店街や駅周辺の人混みの多い場所では，周囲に迷惑をかけることがないよう注意してください。

歩きスマホや，大音量のヘッドホン，道幅いっぱいの集団歩行等は自身の事故にもつながります。

オートバイ通学者へ

オートバイの運転には危険が伴いますが，電車・バスを利用するよりも通学時間を大幅に短縮できる場合には，バイク通学を認めています。**オートバイ通学者は十分に注意をはらって安全運転を心がけてください。**

また，事故を防ぐために，警察署の協力で実技指導講習会（12 月頃）を行っていますので，ぜひ参加してください。

ソフトウェアの不正コピーについて

ＩＴ文化の便利さを享受できるのは，コンピュータのおかげです。ただし，そのコンピュータもソフトウェアあってこそ。ソフトウェアの不正コピーは開発への正当な対価を損なわせて健全なＩＴ文化の発展を阻害します。不正コピーは犯罪です。許可のない楽曲や画像，映像のコピーなども著作権侵害で，多額の賠償請求や刑事罰を科せられることがあります。未来のために，自分のために，著作権法を守りましょう。

遊具の持ち込み及び構内での球技等の禁止について

本学部ではサークル活動以外のスケートボードやローラーブレード等遊具の持ち込みを禁止しています。

また，構内でのキャッチボール・野球等の球技も禁止しています。

体育館等学内体育施設を利用する場合は学生課に申し込んでください。

危険物等の持ち込みについて

構内への危険物の持ち込みを禁止しています。また火気の使用，施設や器物の汚損や周囲に危険・迷惑を及ぼす行為並びに教職員・警備員の指示に従わない行為も禁止しています。

ゴミの分別について

ゴミは燃えるゴミ・カン・ビン・ペットボトルなどに分別して捨ててください。

また，ゴミの不法投棄は禁止しています。

携帯電話について

授業中・試験中は，携帯電話の電源を必ず切ってください。

学生食堂について

① セルフサービス方式ですので，食べ終わった食器は必ず自分で指定の場所に片付けてください。

② 空き缶・カップラーメンの容器等のゴミは，分別してゴミ箱に捨ててください。

無届けの「掲示」「印刷物の配布」について

学内での連絡，呼びかけ（サークル勧誘を含む）の掲示や印刷物の配布は，許可が必要です。必ず事前に学生課又は実籾校舎事務課に届けてください。

通学手段・経路
現住所（本人・保証人）・保証人氏名・名字・
電話番号（本人・保証人）の変更について

次の事項に変更が生じたときは，速やかに学生課又は実籾校舎事務課へ届け出てください。変更届の提出を怠っていると，大学からの事務連絡や緊急時の連絡が伝わらず，不利益をこうむることになります。

・本人の現住所が変わった場合
・改姓など戸籍上の変更があった場合
・保証人の現住所が変わった場合
・保証人の氏名が変わった場合
・本人又は保証人の電話番号（携帯電話を含む）が変わった場合

※変更届を出さなかったため不都合が生じても大学は責任を負いません。

大地震時 緊急対応カードについて

緊急時の個人情報を記入のうえ、学生証呈示用名札ケースに入れて、常に携帯してください。

気をつけて欲しいこと

落し物・忘れ物について

キャンパス内での落し物や忘れ物が多くあります。拾得物は津田沼キャンパスでは学生課，実籾キャンパスでは実籾校舎事務課で取り扱っています。

盗難について

キャンパス内で現金など貴重品の盗難が少なからず発生しています。教室や図書館では荷物を置いたまま席を離れないようにし，財布・貴重品は必ず携帯するようにしてください。万が一被害に遭ってしまった場合は，速やかに津田沼キャンパスでは学生課，実籾キャンパスでは実籾校舎事務課に申し出ると共にキャッシュカード等の発行元に連絡を入れてください。

悪徳商法について

路上で「アンケートに協力して」といって声を掛けられたことはありませんか。それがキャッチセールスで，金銭トラブルの多い商法です。また，英会話 DVD など学習用教材の割賦販売のなかにもトラブルが多発しています。これらは，「海外留学の特典がある」などの甘い誘いと，「すばやい契約」がつきもので「解約に応じてくれない」「多額の違約金を請求された」などのトラブルが多いようです。

いずれも安易な契約がトラブルの原因ですので，契約に際しては，その内容について時間をおいて十分に検討したうえで判断してください。そして，甘い誘いにはのらず「断る勇気」を持ちましょう。

なお，解約に関しては無条件で解約できる「クーリング・オフ制度」があることも知っておいてください。

このほか悪徳商法には次のようなものがありますので，おかしいと思ったら，まずはっきりと断ってください。

クーリング・オフについて

クーリング・オフとは訪問販売や割賦販売などの契約と一定の期間内なら無条件で解約できる制度のことです。

・ 訪問販売に関する契約は８日間
・ マルチ商法に関する契約は 20 日間

通知の方法は，口頭ではなく文書を内容証明郵便又は簡易書留郵便で送付してください。

マルチ（連鎖販売取引）商法について

「販売員を増やせば多額の手数料が入ります」などの触れこみでネズミ算式に販売組織を広げる商法です。ノルマ達成のため詐欺的・強迫的な勧誘に奔走せざるをえない末路となりますので，こうした商法に関与しないよう十分注意してください。

振り込め詐欺について

「おれだよ，おれ」と息子や孫，親族をかたって電話を掛け，電話に出た者に対し，「事故に遭ってお金が必要になった。すぐにお金を振り込んでくれ」などと話し，指定した口座に現金を振り込ませる詐欺事件です。

最近では警察官や弁護士，保険会社を名乗って仲介を装い，示談金を請求するなど，手口が巧妙化しています。

このような被害に遭わないために，事実関係を必ず確認すること，警察，消費者センターに相談するなど，焦らず冷静な対応をするよう心がけてください。

アポイントメント商法について

「あなたが選ばれました」という電話や手紙で勧誘され，商品を買わされる商法です。粗悪品と多額の請求書が送られてきます。十分注意してください。

資格取得商法について

講座を受けるだけで「○○資格が取れます」という手紙で勧誘されて，多額の受講料を払わせる商法です。十分注意してください。

「金融ローン」の利用について

「学生証だけで低利融資します」というこれらのローンは，利用手続きの簡便さが特徴です。しかし，実際には高金利の利息を支払うことになり，わずかな借金でも，利息が利息を生み，その返済で学業に支障をきたすばかりでなく，周囲にまで迷惑を及ぼす結果となります。どうしてもお金が必要なときは，両親などによく相談してください。

薬物乱用の防止について

大麻の売買や吸引で大学生が逮捕・起訴される事件が相次いでいます。覚せい剤，大麻などの薬物は「やせられる」「かっこいい」「楽しい」といったイメージを持っている人もいますが，大きな間違いです。一度だけの使用でも死に至ることもある非常に危険な薬物です。また，所持するだけでも覚せい剤は 10 年以下の懲役，大麻は５年以下の懲役に科せられます。万が一誘われてもあなた自身の強い意志で断ってください。困ったことがあったら学生課に相談してください。

カルト的宗教団体の勧誘について

大学のキャンパスや通学路周辺で勧誘を行う宗教団体があります。これらの団体は最初は自分たちの本心を隠し，サークル活動やボランティア活動等を装い巧みに誘い，ある程度の信頼関係・人間関係ができてから宗教の勧誘を行います。そして，あたかも自分の意思決定による行動といったように断れない雰囲気のなかで入信を強要してきます。被害にあわないためには，氏名・住所・メールアドレス等の個人情報をむやみに教えないこと。団体の施設には決して行かないこと。そして，勇気を持って毅然とした態度で断ることが大事です。もし，カルト的宗教団体の被害に遭ったときは学生課に相談してください。また，学内でカルト的宗教団体の勧誘を受けたり，見かけた場合も学生課に連絡してください。

Web 上の書き込みについて

Web 上のブログ等に，明確な根拠もなく一方的に他者を中傷するような内容や，「飲酒運転をした」など事実と異なる虚偽の内容を書き込み，名誉毀損や違法行為に当たるとして大学に厳しい批判の声が寄せられるケースが目立っています。インターネットは不特定多数が閲覧可能であり，他者を中傷するような内容や安易な私的情報の書き込みが予想外の誤解を与え，相手に多大な精神的苦痛を与えるとともに，本人はもちろん周囲にも迷惑をかけたり，トラブルになる可能性があります。皆さんは学生としての社会的責任を自覚し，Web 上には軽率な書き込みをしないよう十分に注意してください。

犯罪に対する情報について

様々な犯罪から身を守るため，ふだんから新聞・テレビ・ラジオなどの犯罪情報に耳を傾けましょう。

また，インターネットでも情報を入手できます。下記のホームページにアクセスしてください。

千葉県警ホームページ　www.police.pref.chiba.jp
警視庁ホームページ　www.keishicho.metro.tokyo.jp
千葉県消費者センターホームページ
www.pref.chiba.lg.jp/customer

学費について

授業料等の学費は，次のように定められています。それぞれの期日までに納入してください。
納入期日：前期　４月末日　　後期　９月末日

平成 30 年度入学者の学費

項目＼納入年次	１　年　次		２　年　次		３　年　次		４　年　次	
	入学時	後　期	前　期	後　期	前　期	後　期	前　期	後　期
入　学　金	260,000							
授　業　料	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
実験実習料	40,000	40,000	45,000	45,000	50,000	50,000	50,000	50,000
施設設備資金	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
維　持　会　費	30,000		30,000		30,000		30,000	
校　友　会　費（準会員）	10,000		10,000		10,000		10,000	
合　計	1,000,000	700,000	745,000	705,000	750,000	710,000	750,000	710,000

※卒業年度の後期に校友会費（正会員）初年度分を１万円納入。
※一括納入が困難な方は，会計課までお問い合わせください。

学生生活について

学籍

修業年限

卒業までの修業年限は最低４年（２年次編入学生は最低３年，３年次編入学生は最低２年）です。大学に在籍することのできる在学年数は８年（２年次編入学生は６年，３年次編入学生は４年）を超えることはできません。

大学は単位制をとっていますので，単位の修得については各自が履修計画を立て，受講登録しなければなりません。また，受講にあたっては授業科目ごとに受講条件がありますので，よく確かめてください。なお，授業科目の履修については，「履修編」を参照してください。

在学年数

休学

病気その他やむを得ない事由により，引き続き３か月以上出席することのできない者は，クラス担任と相談の上，学生証とその事実を証明する書類を添え，保証人連署で教務課に届け出てください。原則として入学年度を除き，休学することができます。ただし，入学年度の後学期については，修学困難な事由*による場合は認めることがあります。

＊修学困難な事由

病気，大規模災害被災及び留学生の兵役等，本学の教育課程において一定期間学修することが実質的に困難な場合

休学の願い出について（２年次以降）

下記の期限までに「休学願」を提出した場合，学費は徴収されずに**休学在籍料等**が徴収されます。学費を全額納入後に休学を許可された場合は，**休学在籍料等**との差額が返還されますが，退学等により学籍を失った場合は返還されません。

また，下記の期限を過ぎて願い出た場合は，所定の学費全額の納入が必要です。（学費についての詳細は会計課へ）

・前期・通年の休学を願い出る場合……５月 31 日まで
・後期の休学を願い出る場合……11月 30 日まで

休学期間は１年以内ですが，さらに継続して休学が必要と認められた場合は，１年以内の期間で許可されることがあります。

なお，休学期間は修業年数に算入されませんが，在学年数には含まれ８年を超えて在学することはできませんので，注意してください。

休学の理由が解消されたときは，復学を願い出ることができます。ただし，復学は学期の始めからとなりますので，８月中旬又は２月中旬までに手続きを済ませてください。
（詳細は教務課窓口にて相談してください）

復学

除籍

理由なく３か月以上学費の納入を怠った場合，あるいは理由なく長期欠席した場合は，除籍になることがあります。

学費未納で除籍された者が，当該除籍の発生した学期の末日までに除籍取消しの願い出を提出し，学費を完納した場合，教授会の承認を得て除籍取消しをすることができます。その他，除籍・除籍取消しについては，教務課で相談してください。

除籍取消し

退学

病気その他やむをえない理由により，退学しようとする場合は，クラス担任に相談の上，学生証とその事実を証明する書類を添えて，保証人連署の上，教務課に届け出てください。

ただし，退学後，再入学することは難しいので，慎重に考えてください。正当な理由で退学した者が再入学を希望した場合，許可されることがありますが既修得授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがあります。

再入学の条件は，１年以上在学した上で，30 単位以上修得しており，入学時から通算して（退学していた期間を含まない）８年以内(２年次編入学生は６年以内,３年次編入学生は４年以内)に卒業の見込みのある者です。

再入学

転部

日本大学内の他学部への転部についての詳細は，各学部へ問い合わせてください。

転科

また，生産工学部では，他学科へ転科を希望する者に対して転科制度（２年次転科）が設けられており，転科試験が実施されます。詳細については，クラス担任又は教務課に問い合わせてください。

窓口受付時間・電話番号案内

		津田沼キャンパス	実籾キャンパス
各課・科事務	平　日	※９時～ 18 時	※９時～ 18 時
	土曜日	９時～ 13 時	９時～ 13 時
	電　話	教務課　☎ 047-474-2225 会計課　☎ 047-474-2233 学生課　☎ 047-474-2243・9555（奨学金） 就職指導課　☎ 047-474-2271 機械工学科　☎ 047-474-2310 電気電子工学科　☎ 047-474-2370 土木工学科　☎ 047-474-2420 建築工学科　☎ 047-474-2480 応用分子化学科　☎ 047-474-2550 マネジメント工学科　☎ 047-474-2600 数理情報工学科　☎ 047-474-2650 環境安全工学科　☎ 047-474-2360 創生デザイン学科　☎ 047-474-9780	事務課　☎ 047-474-2801
図書館	平　日	９時～ 20 時	９時～ 18 時
	土曜日	９時～ 17 時	９時～ 13 時
	電　話	☎ 047-474-2265・2279	☎ 047-474-2837
サポートセンター	平　日	10 時～ 17 時　☎ 047-474-2245	（実籾校舎事務課） ９時～ 17 時　☎ 047-474-2801 学生相談センター ☎ 03-5275-8238
	火曜日		（カウンセラー来校日） 10 時～ 17 時　☎ 047-474-2812
	土曜日		
保健室	平　日	10 時～ 18 時	９時～ 17 時
	土曜日	９時～ 13 時	
	電　話	☎ 047-474-2244	☎ 047-474-2865
アカデミックアドバイザールーム			平　日　12 時～ 18 時 土曜日 電　話　☎ 047-474-2806
IT センター	平　日	９時～ 18 時	９時～ 18 時
	土曜日	９時～ 13 時	
	電　話	IT センター　☎ 047-474-2282	☎ 047-474-2838
食堂	平　日	８時 30 分～ 19 時	P122 参照
	土曜日	８時 30 分～ 15 時	
購買部	平　日	８時 45 分～ 19 時	８時 45 分～ 19 時
	土曜日	10 時～ 16 時	10 時～ 16 時
	電　話	☎ 047-472-5011	☎ 047-477-0181

注）※印の時間は，教務課・学生課・会計課・庶務課・就職指導課・実籾校舎事務課の窓口受付時間であり，その他の窓口については９時～ 17 時となります。
長期休暇中等は，その都度掲示でお知らせします。

証明書の交付について

各種証明書等の交付一覧

項目		手数料（円）	概要 津田沼キャンパス	概要 実籾キャンパス	取扱窓口
在学証明書		100	即日発行 （証明書自動発行機）	即日発行 （実籾校舎事務課窓口）	教務課 実籾校舎事務課
成績証明書		200	即日発行 （証明書自動発行機）	即日発行 （実籾校舎事務課窓口）	
卒業見込証明書		100	即日発行 （証明書自動発行機）		教務課
単位修得証明書		200	即日発行 （証明書自動発行機で申込書を購入し，教務課窓口に提出してください。）		
教職成績証明書		100			
教職免許状取得見込証明書		100			
調査書（大学院受験用）		300	1週間程度 （証明書自動発行機で申込書を購入し，教務課窓口に提出してください。）		
人物考査書		200			
各種英文証明書（オリジナル）		600			
同（コピー）		200			
学生証再発行	紛失	1,000	即日発行 （証明書自動発行機で申込書を購入し，教務課窓口に提出してください。）	受付のみ【3日後交付】 （実籾校舎事務課窓口）	教務課 実籾校舎事務課
	破損・磁気不良	無料	教務課窓口に学生証を持参のうえ，教務課窓口に申し出てください。		
健康診断証明書		100	※用紙指定のない場合 即日発行 （証明書自動発行機）	用紙指定のない場合 即日発行 （実籾校舎事務課窓口）	学生課 保健室 実籾校舎事務課
			※用紙が指定されている場合 （証明書自動発行機で申込書を購入し，保健室へ申し込んでください。）		
学生旅客運賃割引証（学割証）		無料	即日発行 （証明書自動発行機）	即日発行 （実籾校舎事務課窓口）	学生課 実籾校舎事務課
通学証明書		無料	交付願用紙に必要事項を記入し，学生課窓口で申し込んでください。	即日発行 （実籾校舎事務課窓口）	学生課 実籾校舎事務課
団体旅行割引証明書					学生課

証明書自動発行機取扱い時間

平日	9時～18時	授業実施期間中
土曜日	9時～13時	
夏季休暇期間	10時～16時	
日・祝日・夏季休暇期間の土曜日	取扱い中止	
冬季休暇期間	取扱い中止	年末及び年始

その他の取扱い時間・中止期間は，その都度，掲示・ホームページ等で確認してください。

健康診断証明書

定期健康診断の記録は保健室に保管されています。健康診断証明書が必要なときは，証明書自動発行機（実籾校舎は事務課窓口）にて即時発行できます。ただし，用紙が指定されている場合は，証明書自動発行機にて申込書（兼納付証）を購入の上，保健室へ申し込んでください。発行には3～4日を要します。

なお，当年度の定期健康診断を受診しなかった場合は，交付できません。

学生旅客運賃割引証（学割証）

学生旅客運賃割引証（通称「学割証」）は，学生証を使って自動発行機（実籾校舎は事務課窓口）ですぐに交付されます。学割証の交付は1回の申請につき2枚で，年間10枚を限度としますが，やむをえない場合にはその証明となる書類を持参して，適当と認められたときはそのつど交付されます。有効期限は発行日より3か月です。

通学証明書（学生証裏面の在籍確認印）

通学定期乗車券を購入する際は必ず必要となります。購入希望者は学生証裏面シールと通学定期乗車券発行控に必要事項を記入し，学生課（1年生は実籾校舎事務課）で学生証裏面シールに在籍確認印を押してもらってください。

通学区間の記入は学校最寄りの駅と居住地最寄り駅との最短経路とします。

団体旅行割引

研究室やサークル等の団体が専任教職員の引率で合宿や旅行をする際に利用できます。取扱い窓口（JR他各鉄道・旅行代理店等）で所定用紙を受取り，必要事項を記入の上，学生課で公印を押印後，先方窓口に提出してください。

ただし，必ず「行事届」を前もって提出してください（118ページ参照）。

これらの証明書を紛失したときは，速やかに学生課及び駅に届け出てください。紛失者が無届けで拾得者に使用された場合，紛失者がその責任を問われます。他人に譲渡した場合も同様です。

各種の届・願い出

項　　目	摘　　要	取 扱 窓 口	参照頁
休学したいとき	病気その他の理由により休学を希望するときは，「休学願」を提出してください。（病気，ケガなどの場合は医師の診断書が必要です）（教務課指定用紙）	教　務　課 実籾校舎事務課	114
復学したいとき	休学者に対し８月・２月に教務課より「復学願」用紙が送付されます。復学を希望するときは「復学願」を提出してください。		114
退学したいとき	「退学願」を提出してください。（教務課指定用紙）		114
欠席したいとき			19
平常試験（授業内実施の試験）を欠席したとき	追試験受験願（教務課指定用紙）を提出してください。		20
本人・保証人の住所又は電話番号に変更のあったとき 改姓など戸籍上に変更のあったとき	〔現住所・改姓・保証人・電話〕 変更届を速やかに提出してください。	学　生　課 実籾校舎事務課	112
保証人の変更があったとき			
バイク・自転車で通学したいとき	窓口に申し出て，ステッカーを受け取ってください。（毎年）		111
通学手段等に変更が生じた場合	窓口で再手続きをしてください。		—
学生団体(サークル)で団体旅行をしたいとき	「サークル行事届」を事前に提出してください。	学　生　課	
傷害事故で治療費等の給付を受けたいとき	傷害事故が発生した場合，担当教員又はサークル顧問等に「傷害事故報告書」「事故受付票」を記入してもらい，速やか（3 週間以内）に，治療費等の領収書と「銀行口座振込依頼書」と共に学生課に提出してください。		127
海外での研修・研究などのために渡航するとき	学科・研究室・学生団体（サークル）等で海外に渡航する場合には，海外渡航届（保証人連署），渡航計画書，参加者名簿，引率教職員名簿等を担当教員（顧問）を通じて学生課宛提出してください。（個人の場合も海外渡航届は必要です）		—
新しく学生団体（サークル）を設立したいとき	「学生団体登録届」を提出し，承認を受けてください。		—
学生団体（サークル）を継続したいとき	毎年年度はじめに「学生団体登録届」を提出し，承認を受けてください。		—
行事を行うとき	学生団体（サークル）の合宿，旅行，試合などを行う場合は，「サークル行事届」を提出してください。		—
催し物をしたいとき	学内・外を問わず学生団体（サークル）として集会，音楽会，その他各種の催し物を行う場合は，７日前までに「サークル行事届」を提出してください。		—
ポスター・看板の掲示，印刷物の配布をしたいとき	学内で案内･呼びかけ･連絡などの目的で掲示をする場合は，事前に承認を受けてください。	学　生　課 実籾校舎事務課	112

施設･備品などの利用の願い出

項　　目	摘　　要	取 扱 窓 口	参照頁
図書館を利用したいとき	図書館の項を参照してください。	図　書　館	130
教室・AV 室・演奏室を利用したいとき	使用願を提出し許可を受けてください。	学　生　課 実籾校舎事務課	135
厚生施設を利用したいとき	「使用願」と「使用者名簿」を提出し許可を受けてください。（厚生施設案内参照）		136
学内の体育施設を利用したいとき	各体育施設の項を参照してください。		138
未来工房を利用したいとき	詳しくは 137 ページをご確認ください。		137
備品を借用したいとき（運動用具・マイクなど）	備品や各種運動用具を借用したいときは「施設教室使用願」の付帯設備欄に記入してください。		—
上記以外の諸施設を利用したいとき	「使用願」を提出し許可を受けてください。		—

各種相談

生活相談

項　　目	摘　　要	取 扱 窓 口	参照頁
不安や悩みがあるとき	不安や悩みがあれば，気軽に相談してください。 問題解決のために協力し，助言します。	サポートセンター クラス担任 保　健　室	120
学内で急病やケガをしたとき	速やかに応急処置を受けてください。	保　健　室	122
健康相談を受けたいとき	校医が健康相談に応じています。		122
アルバイトの情報を得たいとき	「アルバイト募集要項」を掲示しています。	学　生　課 実籾校舎事務課	—
アパートの情報を得たいとき	URL：http://www.cit.nihon-u.ac.jp/campus-life/student_support/apart で閲覧してください。	インターネット	

修学相談

項　　目	摘　　要	取 扱 窓 口	参照頁
修学に関すること	疑問が生じたときは，自分で判断しないで相談してください。	教　務　課 サポートセンター クラス担任	120
教職課程に関すること	「教職課程」を参照してください。	教　務　課	104

進路相談

項　　目	摘　　要	取 扱 窓 口	参照頁
留学に関すること	進学に関する資料の閲覧と相談に応じています。	教　務　課	106
大学院に関すること		サポートセンター クラス担任	102
就職に関すること	企業・求人の資料閲覧と相談に応じています。	就職指導課 各学科事務室	139

経済的な相談

項　　目	摘　　要	取 扱 窓 口	参照頁
学費を一括納入できないとき	納入期限内に窓口・電話で相談してください。	会　計　課	115
奨学金を受けたいとき	奨学金を受けたいときは相談してください。 その案内は掲示板に掲示されます。	学　生　課 実籾校舎事務課	144

学生相談

サポートセンター

大学生活は，高校時代の生活と違い，授業形態，勉学内容，生活環境などが大きく変わります。このような変化は，皆さんに新たな気分を与える反面，戸惑いや違和感をも起こさせるかもしれません。また在学中には，勉学のこと，経済的なこと，人間関係のこと，自分の性格や能力のことなど，いろいろな悩みに出会うことがあると思います。皆さんの多くは，このような悩みに出会っても，それをあまり苦にせず，うまく切り抜けるか，友人間で解決していくようです。しかし，中には集団活動を苦手とし，友人とのつきあいを好まず，自信喪失に陥ったり，孤独になったりして，ついには学業を放棄してしまう場合もあります。そこで，そのようなことがないように学生生活をより円滑で有意義に過ごすために，本学部では，皆さんのあらゆる問題に対応して，気軽に相談できる窓口としてサポートセンターを設けています。

サポートセンターでは，専門のカウンセラーが待機して，皆さんの悩み・相談に応じると共に，精神的な問題の場合にも適切な対応と，さらに関係方面の協力を得るなど，きめこまやかな指導を心がけています。相談内容については個人の秘密を厳守します。とにかく，どんな些細なことでも困ったことがあったらドアをノックしてみてください。電話での相談にも応じています。カウンセラーによる相談は予約制ですので，津田沼キャンパスのサポートセンターで予約を取ってください。なお，実籾キャンパスでは，実籾校舎事務課が相談受付窓口となります。

受付時間・電話番号は 115 ページを参照してください。

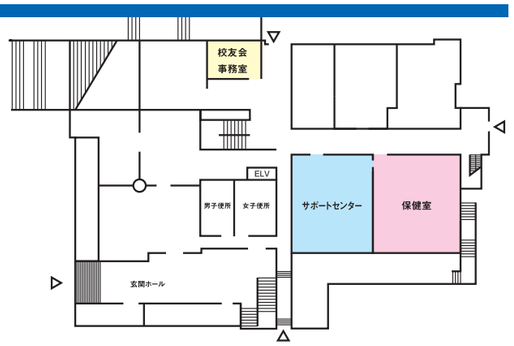

津田沼キャンパス　1 号館（事務棟）1 階

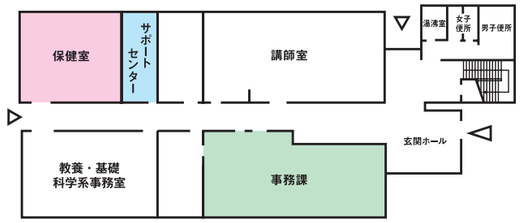

実籾キャンパス　1 号館（事務・研究棟）1 階

クラス担任

本学部では学生指導の立場から全学年を通して，クラス担任を置いています。

クラス担任はクラスのアドバイザーとして学習上の問題や各種手続事項に関する連絡のほかクラス行事を行う場合など，いろいろな相談に応じます。

サポートセンターの利用について

サポートセンターは，学生の皆さんがより良い学生生活を送れるよう心配ごとや悩みを解決するためにお手伝いします。

一人で悩まないで，どんなことでも結構ですから気軽に訪ねてください。専門のカウンセラーや教員が相談に応じます。

なお，友人や家族の方と一緒に来室しても構いません。

相談の秘密は厳守します。

学習支援活動　―― 少しだけの勇気と努力を ――

高校までの勉強のやり方と大学での勉強のやり方の違いにとまどっている人，自分では頑張れると思って大学に入ってきたのに，なかなかうまくいかなくて悩んでいる人，これから海外にどんどん出かけたいと思っている人，以下のサポートのなかでやってみたいもの，受けたいものがあったら，ぜひ実践してみてください。やってみるときには，**少しだけの勇気と努力**がいるかもしれません。

これらの講座等は単位にはまったく関係ありません。

自分で積極的に行動しなければ支援活動も受けられません。できそうなところからトライしてみましょう。

《基礎学力充実のために》

アカデミックアドバイザー

どのように勉強していけばいいのか，何が分からないのか分からないなど，学習で困ったときには，まずアカデミックアドバイザーに相談してみましょう。特に，数学，物理，英語は親切に指導してもらえます。

アカデミックアドバイザールームは，実籾キャンパスの５号館（教室棟Ⅱ）１階 102 室です。授業期間の月～金曜日の 12：00 ～ 18：00 の間なら，いつでも相談に応じます。

スタディー・サポート講座

大学の授業を受けてみて不安を感じた人，授業の受け方が分からなくなった人，そんな人のための連続講座です。授業での要点のつかみ方，ノートの取り方などを身につけてもらいます。

５月初旬から５回，週１回行いますので，参加しようと思う人は掲示板を注意しておいてください。

学習支援活動
《自己啓発のために》

English Café

ネイティブスピーカーと気楽に英会話を親しめる「English Café」を津田沼キャンパス（39 号館２階カフェテリア）で開催いたします。

詳細につきましては，掲示板・ポータルシステム等に掲載いたします。

学習の進め方のヒント

大学で学んでいくためのアイデアをまとめたものに，名古屋大学が作成した「ティップス先生からの７つの提案」というものがあります。以下にその抜粋を記載しましたので，これからの学習の参考にしてください。

☆教員と接する機会を増やす

意識して教員と接する機会をつくってみよう !!

・知っている教員に会ったらあいさつする
・授業中はできるだけ前の方に座る
・授業以外のことについても相談できる教員を見つける

☆他の学生と協力して学習する

クラスメイトと積極的に交流しよう !!

大学時代のかけがえのない友人に出会えるかも……。

・他の学生の名前や顔を覚える
・大学での学習方法について，相談できる仲間を作る

☆主体的に学習を進める

漠然と講義を聴くのではなく，主体的に学習する姿勢を身につけよう !!

・十分な予習をして授業にのぞむ
・授業中に積極的に発言・質問する
・本や新聞，雑誌などの活字媒体を読む習慣をつける

☆学習の進み具合をふりかえる

自分の理解度を把握しよう !!

・授業の内容が理解できないときは教員に伝える
・課題や小テストにはすべて取り組み，きちんと提出する

☆学習に要する時間を大切にする

学習時間の管理方法を身につけ，大学生活を有意義に過ごそう !!

・授業には遅刻をせず毎回出席する
・授業中は授業内容に集中する
・私語で他の学生の学習時間を奪わない
・授業についていけるかどうか不安になった時は，早めに教員に相談する

☆意欲的な目標に挑戦する

高い学習意欲をもち，学内の人的・物的資源を有効活用しよう !!

・自分なりの意欲的な学習目標を立てる
・大学時代全体の目標を立ててみる
・大学卒業後の将来設計について考えてみる

☆異なる考え方や背景を尊重する

いろいろな学生と交流し，視野を広げよう !!

・友人の姿勢，態度の中から優れた部分を自分に取り入れる
・ネット上で書き込む際のエチケットを守る

出典：名古屋大学高等教育研究センター HP
もっと詳細が知りたい方は，以下へアクセスしてみてください。
http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/seven/

健康管理

「健康をもたない者は，すべてをもたない人だ」という名言をみなさんは忘れてはなりません。

せっかく立派な才能をもった人が若くして健康をそこねたため，本人はもとより家庭にも不幸をもたらすことは，よくある例です。

いまでは幸いに医学がかなり進歩して初期診断や初期治療を怠らなければ，多くの病気は短期間で治せるようになりました。しかし，はじめから病気にならないように注意することが一番大切です。

そのためには，皆さんはふだんから規則正しい生活をすることがまず肝心です。

朝一定の時間に起き，きまった時間に朝食をとり登校する―昼食も栄養と適量を考えてとる―適度のスポーツをする―定まった時間に夕食をとる―毎日一定時間の勉強をする―こうした生活の規律正しさは排便の調子もよくし身体の生理を整え，そしてすべての内臓の健全な調子と活動を保たせ，さらには健康を増進させるようになるのです。

健康診断

毎年４月に実施される定期健康診断は，疾病の早期発見，治療，健康管理のため，学校保健安全法により全員が受けなくてはなりません。就職・サークル活動や学内行事などで健康診断証明書が必要になった場合，定期健康診断を受診していなければ発行できませんので必ず受診してください。

また，精密検査等病院受診や再検査の指導があった場合は，すみやかに受診・再検査を行ってください。

学校感染症について

学校保健安全法に定められた感染症等になった場合

学生課又は保健室に電話で報告し，指示に従ってください。

【047－474－2242（学生課）・047－474－2244（保健室）】

登校再開に際しては医師の登校許可の証明が必要となります。生産工学部ホームページ―学生生活―健康管理から登校許可書をダウンロードして証明をもらってください。

登校許可後の初登校の際に，医師が記載した登校許可書を保健室に提出してください。登校許可書をもとに欠席届の手続きを行ってもらいます。

※　学校保健安全法で定められている感染症（参考）

分　類	対象疾病
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘瘡，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，ポリオ，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ，百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症

保健室

保健室では風邪をひいたり，胃腸の調子が悪い，けがをしたなどの日常の疾病に対して応急処置や各種医療機関を紹介しています。常用している薬は自分で持参してください。また，健康相談にも応じています。

実籾キャンパス保健室

場所　　１号館（事務・研究棟）１階〔120 ページの略図参照〕

開室時間　（平日）9：00 ～ 17：00

津田沼キャンパス保健室

場所　　１号館（事務棟）１階〔120 ページの略図参照〕

開室時間　（平日）10：00 ～ 18：00

（土曜日）9：00 ～ 13：00

なお，下記の指定日には校医が来校しています。

校医来校日　毎週木曜日　13：30 ～ 14：30

来校場所　　津田沼キャンパス１号館保健室

※面談等希望する場合は前もって保健室に問い合せください。

学生食堂

学生生活において，毎日の食事は重要な要素をしめています。入学後，アパートでの一人暮らしを初めて経験される皆さんも多く，食生活がとかく不規則，おろそかになりがちです。勉学や課外活動でのエネルギーの消費に備え，食生活に十分注意をはらわなければなりません。

本学部では実籾・津田沼両キャンパスにそれぞれ学生食堂があります。営業は業者に委託し運営していますが，価格・質・量などは常に学生生活委員会が指導を行っています。

営業時間

実籾キャンパス

学生食堂

月曜日～金曜日▶食堂棟Ⅰ　8：00 ～ 17：00

食堂棟Ⅱ　11：00 ～ 14：00

売店

月曜日～金曜日▶食堂棟Ⅰ　8：00 ～ 17：00

食堂棟Ⅱ　8：30 ～ 17：00

津田沼キャンパス

学生食堂

月曜日～金曜日▶8：30 ～ 19：00

土曜日▶8：30 ～ 15：00

購買部

日常の学用品などを販売する購買部は，実籾・津田沼両キャンパス共に，営業は業者に委託していますが，市価より安価に販売するよう指導しています。種々の要望等ありましたら学生課に寄せてください。

営業時間は下記の通りです。

営業時間

実籾キャンパス

月曜日～金曜日▶8：45 ～ 19：00

土曜日▶10：00 ～ 16：00

津田沼キャンパス

月曜日～金曜日▶8：45 ～ 19：00

土曜日▶10：00 ～ 16：00

※夏季休暇等により，時間が変更になる場合があります。

大学･学部行事

大学で行われる行事には，全学的に行われる行事と学部単位で行われる行事があります。

特別講義

特別講義は，学科及び専攻などの教育課程を越えた幅広い教育・研究に資するために行われるスペシャルレクチャーです。各学科・専攻で企画・実施され，国内外の学界・産業界から著名な方々を招いて行われます。

毎年 15 件から 20 件の特別講義が行われます。内容，開催時期についてはそのつど掲示されます。

生産工学部学術講演会

生産工学部学術講演会は，生産工学部及び大学院生産工学研究科における教育の向上と研究の発展に寄与することを目的に毎年度１回開催されています。

平成 29 年度（第 50 回）学術講演会は，12 月２日（土）に開催されました。専門分野別の研究発表（口頭発表，ポスター発表）及びオーガナイズドセッションにより構成され 400 余件の発表がありました。

学術講演会は，本学部で行っている研究の現状を知るための貴重な機会であると共に，ゼミナールや卒業研究のテーマの選択に大いに役立つものと思われますので，１～４年生も積極的に聴講されることを勧めます。

専門分野（平成 29 年度）

構造･強度，計測･制御･情報，環境･エネルギー，材料･物性，デザイン・マネジメント，人間・自然科学，人文・社会・教育，医療・健康・福祉

公開講座・セミナー

公開講座・セミナーは開かれた大学を目指し，一般市民等を対象に開催しており，企業活動の交流の場や生涯教育の一助にもなっています。

日本大学体育大会

日本大学体育大会は，体育を通じて学生・生徒・教職員が相互に交流し，親睦を深め，総合大学としての連帯意識の高揚を図ることを目的として実施されるもので，競技は大学の部・高校の部及びそれぞれの教職員の部に分かれて毎年実施してきました。平成 29 年度の競技種目は次のとおりです。

大学の部（平成 29 年度）

種目名	担当	期日	会場
陸上競技	本部	10 月 17 日(火)	駒沢オリンピック公園陸上競技場
軟式野球	経済学部	9 月 7 日(木)～8 日(金)	経済学部総合運動場
卓球（女子はオープン）	生物資源科学部	10 月 7 日(土)	生物資源科学部体育館
バレーボール（男・女）	文理学部	8 月 24 日(木)～8 月 25 日(金)	文理学部百周年記念館
バスケットボール（男・女）	国際関係学部	9 月 7 日(木)～8 日(金)	三島キャンパス桜アリーナ
サッカー	本部	9 月 6 日(水)～9 月 7 日(木)	時之栖スポーツセンター
テニス（男･女）	理工学部	8 月 24 日(木)	理工学部船橋校舎テニスコート
ソフトテニス	法学部	9 月 8 日(金)	千葉白子サニーインむかいテニスコート
柔道	芸術学部	9 月 6 日(水)	日本大学柔道部道場
剣道	商学部	8 月 26 日(土)	商学部 100 周年記念体育館
バドミントン（男・女）	理工学部	9 月 6 日(水)	理工学部船橋校舎理工スポーツホール
スキー（オープン）	中止		

高校の部（平成 29 年度）

種目名	担当	期日	会場
陸上競技	本部	10 月 17 日(火)	駒沢オリンピック公園陸上競技場
卓球（男・女）	三島高	10 月 2 日(月)～10 月 3 日(火)	三島キャンパス桜アリーナ
バレーボール（男子）	櫻丘高	8 月 28 日(月)～8 月 29 日(火)	文理学部百周年記念館・総合体育館
バレーボール（女子）	習志野高	8 月 29 日(火)～8 月 30 日(水)	習志野高校体育館・理工学部スポーツホール
バスケットボール（男子）	佐野・佐野中等	8 月 26 日(土)～8 月 27 日(日)	佐野日大高校プラザ４０・佐野中等教育学校体育館
バスケットボール（女子）	鶴ケ丘高	9 月 12 日(火)～9 月 13 日(水)	文理学部百周年記念館・総合体育館
サッカー	豊山高	9 月 4 日(月)～9 月 6 日(水)	時之栖スポーツセンター
柔道（女子はオープン）	三島高	9 月 8 日(金)	講道館
剣道（男・女）	日大二高	9 月 19 日(火)	日本大学第二高等学校体育館
水泳	明誠高	6 月 7 日(水)	東京辰巳国際水泳場

教職員の部（平成 29 年度）

種目名	担当	期日	会場
ゴルフ	松戸歯学部・豊山女子高	8 月 28 日(月)	取手国際ゴルフ倶楽部
ソフトボール	経済学部	8 月 30 日(水)	経済学部総合運動場
テニス	生産工学部	8 月 23 日(水)	生産工学部実籾キャンパステニスコート
ボウリング	医学部	9 月 1 日(金)	シチズンプラザ

参加部科校

①大学（短期大学部・専門学校を含む）

法学部　文理学部　経済学部　商学部　芸術学部　国際関係学部　危機管理学部　スポーツ科学部　理工学部　生産工学部　工学部　医学部　歯学部　松戸歯学部　生物資源科学部　薬学部　通信教育部

②高等学校

日大高　櫻丘高　鶴ヶ丘高　藤沢高　豊山高　豊山女子高　三島高　明誠高　山形高　習志野高　東北高　日大一高　千葉日大一高　日大二高　日大三高　大垣日大高　土浦日大高　岩瀬日大高　土浦日大中等教育学校（後期）　宮崎日大高　佐野日大高　佐野日大中等教育学校（後期）　長崎日大高　長野日大高　札幌日大高

③中学校【陸上競技】

日大中　藤沢中　豊山中　豊山女子中　三島中　日大一中　千葉日大一中　日大二中　日大三中　土浦日大中等教育学校（前期）　宮崎日大中　佐野日大中等教育学校(前期)　長崎日大中　長野日大中　札幌日大中

④本部

ＮＵ祭（平成 29 年度部科校文化祭）

大学		
法学部	法桜祭	11 月 3 日(金)～11 月 5 日(日)
文理学部	桜麗祭	11 月 3 日(金)～11 月 5 日(日)
経済学部	三崎祭	11 月 3 日(金)～11 月 5 日(日)
商学部	砧祭	11 月 4 日(土)～11 月 5 日(日)
芸術学部	日芸祭	11 月 3 日(金)～11 月 5 日(日)
国際関係学部	富桜祭	10 月 28 日(土)～10 月 29 日(日)
危機管理学部・スポーツ科学部	三茶祭	11 月 4 日(土)～11 月 5 日(日)
理工学部	桜理祭	11 月 3 日(金)～11 月 5 日(日)
生産工学部	桜泉祭	11 月 4 日(土)～11 月 5 日(日)
工学部	北桜祭	10 月 28 日(土)～10 月 29 日(日)
医学部	翠心祭	11 月 3 日(金)～11 月 4 日(土)
看護専門学校	若樹祭	
歯学部	桜歯祭	10 月 6 日(金)～10 月 7 日(土)
歯科技工専門学校	駿技祭	
歯科衛生専門学校	翔衛祭	
松戸歯学部	松戸祭	10 月 21 日(土)～10 月 22 日(日)
松戸歯科衛生専門学校		
生物資源科学部	藤桜祭	10 月 28 日(土)～10 月 29 日(日)
薬学部	桜薬祭	11 月 4 日(土)～11 月 5 日(日)
通信教育部	集夏祭	8 月 2 日(水)・8 月 5 日(土)・8 月 9 日(水)・8 月 12 日(土)

高校		
日本大学高等学校	桜苑祭	9 月 16 日(土)～9 月 17 日(日)
日本大学櫻丘高等学校	櫻高祭	6 月 17 日(土)～6 月 18 日(日)
日本大学鶴ヶ丘高等学校	鶴ヶ丘祭	6 月 24 日(土)～6 月 25 日(日)
日本大学藤沢高等学校	日藤祭	6 月 17 日(土)～6 月 18 日(日)
日本大学豊山高等学校	豊山祭	10 月 28 日(土)～10 月 29 日(日)
日本大学豊山女子高等学校	コスモス祭	6 月 17 日(土)～6 月 18 日(日)
日本大学三島高等学校	桜陵祭	6 月 17 日(土)～6 月 18 日(日)
日本大学明誠高等学校	誠祭	6 月 24 日(土)～6 月 26 日(月)
日本大学山形高等学校	桜華祭	8 月 26 日(土)～8 月 27 日(日)
日本大学習志野高等学校	日習祭	6 月 17 日(土)～6 月 18 日(日)
日本大学東北高等学校	アカシヤ祭	7 月 8 日(土)
日本大学第一高等学校	櫻墨祭	9 月 30 日(土)～10 月 1 日(日)
千葉日本大学第一高等学校	習陵祭	11 月 18 日(土)～11 月 19 日(日)
日本大学第二高等学校	銀杏祭	11 月 11 日(土)～11 月 12 日(日)
日本大学第三高等学校	三黌祭	10 月 14 日(土)～10 月 15 日(日)
大垣日本大学高等学校	青垣祭	6 月 29 日(木)～6 月 30 日(金)
土浦日本大学高等学校	桜華祭	11 月 3 日(金)～11 月 4 日(土)
土浦日本大学中等教育学校	OPEN HOUSE	10 月 28 日(土)～10 月 29 日(日)
岩瀬日本大学高等学校	桜瑛祭	6 月 24 日(土)～6 月 25 日(日)
宮崎日本大学高等学校	宮桜祭	7 月 12 日(水)～7 月 13 日(木)
佐野日本大学高等学校	顕桜祭	6 月 24 日(土)～6 月 25 日(日)
佐野日本大学中等教育学校	顕桜祭	6 月 24 日(土)～6 月 25 日(日)
長崎日本大学高等学校	桜菊祭	3 月 10 日(土)
長野日本大学高等学校	桜花祭	7 月 4 日(火)～7 月 5 日(水)
札幌日本大学高等学校	桜虹祭	7 月 8 日(土)～7 月 9 日(日)

生産工学部スポーツ大会

平成 29 年度は，5 月 20 日（土）午前 9 時から実籾キャンパスグラウンドで行いました。

生産工学部では，学生と教職員が一体となり，スポーツを通じて交流と親睦を深める目的で毎年実施しております。

学科対抗競技種目

二人三脚レース，大玉ころがし，100m×4 リレー，玉入れ，障害物リレー，綱引き

オープン競技種目

フットサル，ソフトボール，バレーボール，テニス，バスケットボール

桜泉祭

平成 29 年度は 11 月 4 日・5 日に行われました。桜泉祭とは学部祭の通称で，日本大学の校章のマークである桜と習志野市泉町にちなんで呼ばれているものです。

例年，桜泉祭実行委員会が組織され，学生の運営によって行われる学部最大の行事です。

期間中は学術，文化系サークルによる展示・発表を中心に，パレードや模擬店などで祭を盛り上げます。また，著名人による講演会や学生によるバンド演奏，展示発表など盛り沢山の催し物が行われます。

大学生活における余暇を課外活動などに生かし有意義な青春を送って欲しいと思います。

写真は平成 29 年度の桜泉祭のもの

課外活動

大学が，社会から期待されるのは，そこに学ぶ者への次代を担う一員としての大きな期待があるからです。現に年齢が若いというだけをとっても多くの可能性をもっています。一つの目標を定め，困難を克服していく姿は，美しいものです。そして，その努力の結果は有形，無形の財産として身につき，後の人生を豊かなものに導く自信へとつながることでしょう。

人間性の尊重が，改めて問われている現在，豊かな自己の確立は重要な課題です。大学では正課授業の他に，課外活動として自由で活発な活動を期待しているのは，個性豊かな人格形成を目指して，趣味やスポーツを共通とした人間的なつながりが，生涯の友を作り，精神的な修養や人間的なマナーやエチケットを身につけ，講義では得られない修養の場としても見逃せないからです。

勉学以外の時間をどのように自己の中に生かし，有意義なものとするかは，学生一人ひとりの考えにゆだねられています。幸い本学部には，多くのサークルがあります。

みなさんの有意義な学生生活のためにもサークルへの積極的な参加を期待しています。

（161 ページのサークル一覧を参照）

保障制度

正課・課外教育中又は課外活動中等に傷害・事故等により死亡，負傷した場合には「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程」，「日本大学生産工学部学生見舞金制度」が適用され，治療費等が給付されます。

万が一傷害・事故等が発生した場合には，下記により迅速に対応してください。

記

1　対　象

① 正課教育中の事故
② 大学が主催する行事実施中の事故
③ 学科，クラス，ゼミナール等が，あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外教育中の事故
④ 正式に団体届をした団体が，あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外活動中に発生した事故
⑤ その他前各号に準ずる事故

※ただし，事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則，諸規程等に違反した行為による場合はこの限りではありません。

2　発生時の対応

上記活動中に傷害・事故等が発生した場合には，授業担当教員，指導教員，クラス担任，サークル顧問等にすみやかに連絡し，「傷害事故報告書」「事故受付票」を学生課に提出してください（事故等が発生してから 3 週間以内に学生課に報告がない場合には治療費等が給付されない場合があります）。

各種施設の利用

図書館

情報システム

コンピュータ・ネットワーク

教育用情報関係施設

教室・AV 室・演奏室

厚生施設

未来工房

体育施設

図書館

図書館は，本学部の高度な教育・研究活動の維持発展に資することを目的として設置され，かつ運用されています。

図書館の所蔵する資料並びに諸施設はこの目的を具現化したものであり，利用者のみなさんに開かれた場として存在しています。

利用者は図書館が所蔵するすべての資料を自由に閲覧することができます。自主的な学習・研究に図書館施設，機能及び資料を存分に活用してください。

ホームページ URL　http://www.lib.cit.nihon-u.ac.jp

館内案内

図書館は，津田沼キャンパスの本館と実籾キャンパスの分室で構成されています。

本館は 8 階建てで，各階の開架式書架を中心に閲覧室，自習室，グループ学習室，学祖コーナー，学部史コーナー，AV ブース等からなり，利用に供しています。（館内配置図参照）

分室は実籾キャンパス 2 号館（教室棟）1 階にあり，主に教養・基礎科学系の資料を中心に所蔵しています。本館・分室とも共通に利用することができます。（分室の配置図は利用案内参照）

蔵書数は図書が約 24 万冊，国内外の学術雑誌を約 1,600 タイトル所蔵しています。

開館時間及び休館日

開館時間

本　　館　平日 9：00 ～ 20：00
　　土曜 9：00 ～ 17：00
実籾分室　平日 9：00 ～ 18：00
　　土曜 9：00 ～ 13：00

休館日

日曜日・祝日
本学の創立記念日（10 月 4 日）
夏季・冬季休暇中の一定期間
その他，図書館が必要と認めるとき
＊臨時休館あるいはやむを得ず開館時間を変更する場合は，
　そのつど掲示します。

図書館の利用方法

書架はすべて開架方式をとっています。日本十進分類法により分類・配架されています。書架から自由に図書を選び，利用することができます。

探している図書が書架に見つからない場合は，コンピュータを使って検索することができます。

ＮＵＮＳＹ（ナンシー）（Nihon University Information Network System）OPAC は本学部図書館が所蔵する資料の所蔵目録データベースを検索するシステムです。図書館内に設置された OPAC 端末及び図書館ホームページの「資料検索」から図書の所蔵及び所在情報を検索することができます。

検索方法は別刷りの「図書館利用案内」をご覧ください。

なお，利用した図書は，責任を持って書架上の元の位置に戻してください。

図書の貸出

図書の貸出しを受ける場合は，図書に学生証を添えて，受付カウンターに提出してください。

貸出冊数及び貸出期間は次のとおりです。

区　　分	身　　分	冊　数	期　間
貸　　出	学　部　生	10　冊	15　日
	大　学　院　生	10　冊	30　日
一夜貸出	学部生･大学院生	10　冊	1　日

＊一夜貸出の対象図書は，製本された雑誌，新聞の縮刷版に限ります。また，次の図書は貸出しできません。
　CD・DVD，未製本雑誌，JIS 規格，住宅地図，修士・博士論文，未製本の学内刊行物，貴重書，新聞，研究室配備図書，その他禁帯出図書

なお，本館あるいは実籾分室所蔵の資料をそれぞれのカウンターで相互に借受けることができます。借受けたい資料名と請求記号を受付カウンターに告げ手続きをしてください。ただし，午後の手続きの場合，翌日の貸出しになることがあります。

貸出の延長

他に予約者がいない場合は，再貸出しの手続きをすることができます。貸出期間内に延長したい図書と学生証を受付カウンターに提出してください。

図書の返却

借受けた図書は必ず貸出期間内に，受付カウンターで返却手続きをしてください。

本館・実籾分室どちらでも返却手続きができます。

また，図書館が閉館しているときはブックポストへ本を返却することも可能です。

なお，貸出期間を超過して返却した場合は，ペナルティーとして延滞日数を貸出停止期間とします。

貸出期間を順守して利用してください。

AV 資料の利用

ビデオ，CD，DVD 等を館内で視聴するための専用のブースがあり，学術分野以外にも語学関係，各種映画等豊富なソフトを所蔵しています。

利用に際しては，AV 資料に学生証を添えて受付カウンターに提出してください。

文献複写

図書資料はコイン式の複写機でコピーすることができます。

ただし，複写は著作権法で許された範囲に限定されます。また，ノート等私物のコピーはできません。

資料の探し方（図書検索端末）

本館・実籾分室の閲覧室に設置された OPAC 用端末機，及びインターネットに接続された PC 等から図書情報の検索ができます。

検索対象資料は本学部図書館が所蔵する資料の所蔵目録データベースです。

検索方法は書名，著者名等利用者が検索したい対象項目に検索語を入力します。検索語の入力は例えば書名で検索する場合，書名の一部の語句でもかまいません。ただし，一文字での検索は推奨できません。

なお，詳細は別刷りの「図書館利用案内」をご覧ください。

各種サービス

1 レファレンス・サービス

求める資料が見つからないとき，知りたい事項について調べ方がわからないとき，あるいは図書館の利用方法等で困ったときは遠慮なく図書館カウンターに相談してください。必要な資料の紹介や書誌・所蔵情報の提供など様々な援助を行っています。

・資料の探し方や資料の使い方がわからないとき
・雑誌等に記載されている論文を探したいとき
・読みたい資料，文献の所蔵館を知りたいとき
・OPAC（Online Public Access Catalog ＝利用者検索用端末）の使い方がわからないとき

2 相互利用

当館に所蔵していない資料については，相互利用の制度によって他の図書館から有料でコピーを取り寄せることができます。

また，図書の借用も可能です。受付カウンターまで申し込んでください。

3 他の図書館の利用

当館に所蔵していない資料の閲覧を希望する場合は，他大学・各種機関図書館への問合せ及び紹介をいたします。受付カウンターまで申し込んでください。

なお，日本大学の他学部図書館は学生証を持参することで図書の貸出しが可能です。

4 図書購入希望

必要な資料が図書館にない場合，購入希望の申請を行うことができます。リクエストカードに必要事項を記入の上，受付カウンターまで申し込んでください。検討の後，購入の可否を連絡します。

なお，図書館利用に関する詳細は別刷りの「図書館利用案内」をご覧ください。

※学部ホームページからもアクセス可。

情報システム

本学部のカリキュラムにおいて，コンピュータは欠くことのできない設備であり，基礎教育から専門教育，さらに研究分野まで幅広く利用されています。学内には次のような情報関係施設又は電子メール・ポータルシステム・Web ページ等の情報サービスがあり，授業や研究活動等に利用されています。

利用方法

情報システムを利用するには，ユーザ ID とパスワードが必要です。ユーザ ID とパスワードは 1 年次に全員登録され，所定の講義「自主創造基礎1」の受講時にお知らせします。講義を受講し，教員の指導に従って利用してください。

利用上の注意

①コンピュータ施設内は全て禁煙です。また，飲食物の持ち込みも禁止です。
②授業で施設を使用しているとき，授業以外の学生の利用はできません。
③室内の整理整頓や清掃に協力してください。
④機器の操作は，丁寧に行ってください。また，機器の不具合に気づいた場合は，速やかに係員に連絡してください。
⑤ユーザ ID・パスワードは，各自責任を持って管理してください。
⑥その他，ネットワークを含む施設利用全般について，他人に迷惑をかけないようにエチケットを守りましょう。

上記の注意が守られない場合，利用制限等の措置をとることがあります。

コンピュータ・ネットワーク

生産工学部では，津田沼キャンパスと実籾キャンパスを一体化したコンピュータ・ネットワークを構築し，インターネットに接続しています。したがって，各施設から学内をはじめ，日本中，世界中の多くの人々と情報の交換（電子メールなど）や情報の検索・提供・収集を行うことができます。

ネットワークを利用する場合には，情報倫理や危機管理について理解しておかなければなりません。また，ネチケット（ネットワーク上でのエチケット）やマナーを必ず守りましょう。コンピュータ・ネットワークは，正しく使えば，便利な道具です。ルールを守って安全なネットワーク運用に協力し，積極的に活用しましょう。

利用方法

学内からは各施設のパソコンを使用して，又は自身のノートパソコンや携帯情報端末を無線 LAN や情報コンセントに接続して利用してください。学外からもインターネットプロバイダーを経由してポータルシステム等の情報サービスを利用できます。

http://itc.cit.nihon-u-ac.jp/itc/

利用時間

システムの保守作業時間等を除き，24 時間利用できます。

利用上の注意

1　セキュリティの確保に努めること

ユーザ ID とパスワードの管理は厳重にし，初期パスワードは必ず変更しておくこと。自身のノートパソコンには本学で無償配布しているウィルス対策ソフトウェアをインストールし，基本ソフトウェア等を最新の状態に維持すること。また，著作権侵害につながるファイル交換ソフトを使用しないこと。

2　必要以上の個人情報は公開しないこと

住所，電話・ＦＡＸ番号などの記載に注意すること。

3　ルールに従いネチケットを守ること

ネットワークを利用する場合には，「生産工学部ネットワーク利用に関する要項」に従うこと。電子メールや SNS を利用する場合には，ネチケットを守ること。

禁止事項

1　法律に反する行為

他人の名誉毀損，プライバシー侵害，著作権侵害，教育上好ましくない情報（公序良俗に反するもの）の収集や提供をしないこと。

2　不正使用する行為

他人のＩＤ・パスワードで不正にアクセスをしないこと。

3　システムの破壊につながる行為

個人が持参したり，ダウンロードしたファイルをむやみに実行しないこと（利用者が気づかないうちにウィルスに汚染され，コンピュータに高負担をかけたり，システムを破壊したりすることがある）。

教育用情報関係施設

教育用情報関係施設は，授業などの教育目的に使用される情報関係施設で，利用時間内には自由に利用することができますが，授業のために使用している場合は授業優先となります。また，システム保守作業のため利用できない時間帯や，学部行事，夏季・冬季休暇などのため利用できない日がありますので，ポータルシステム・掲示などに注意してください。

情報処理演習室A・B（津田沼キャンパス24号館401・402室）

情報処理演習室は，計算機言語演習など多くの授業による利用に供しています。室内のパソコンは教室内ネットワークに接続されて，統合的なシステムとして運用されており，教育支援システム（CAI）により，効率的な授業環境を提供しています。また，持ち込みパソコンでも無線 LAN の利用が可能です。

利用時間

月曜日～金曜日　9：00 ～ 22：00
土曜日　9：00 ～ 13：00

利用できる機器・主なソフトウェア

・パソコン： 162 台
・アプリケーションソフトウェア：
Mathemathica，MS-Office，Matlab，Visual Studio，Solid Works（CAD），Scigress MO Compact，Auto CAD，Arc GIS，Adobe CC

情報処理演習室C（津田沼キャンパス24 号館301 室）

情報処理演習室Ａ・Ｂと同様に使用することができます。

利用時間

月曜日～金曜日　9：00 ～ 22：00
土曜日　9：00 ～ 13：00

利用できる機器・主なソフトウェア

・パソコン： 110 台
・アプリケーションソフトウェア：
Mathematica, MS-Office, Matlab, Visual Studio, Solid Works（CAD）, Scigress MO Compact, AutoCAD, ArcGIS, Adobe CC

e-Space（津田沼キャンパス24号館305室）

ここでは，持参したパソコンを使うための無線 LAN・情報コンセント・電源・ネットワークプリンター等が敷設されており，学内 LAN やインターネットに接続することができます。

利用時間

月曜日～金曜日　9：00 ～ 22：00
土曜日　9：00 ～ 13：00

利用できる機器

・情報コンセント：15口
・無線 LAN
・ネットワークプリンター
・A3 対応スキャナー

実籾キャンパス教育用コンピュータ実習室A･B･C･D（実籾キャンパス52号館401･402･404･405 教室）

ここでは，持参したパソコンを使うための無線 LAN・電源等が敷設されており，学内 LAN やインターネットに接続することができます。

1年生の「情報リテラシー」など基盤科目（情報系）の授業で使用されています。

利用時間

月曜日～金曜日　9：00 ～ 20：00
土曜日　閉室

利用できる機器

・無線 LAN
・ネットワークプリンター

実籾キャンパス教育用コンピュータ実習室E（実籾キャンパス51号館206教室）

1年生の教養科目（語学系）の授業などに使用されています。

利用時間

原則として，正課授業以外での開放はしていません。

利用できる機器・主なソフトウェア

・パソコン：64台
・ソフトウェア：
Mathematica, MS-Office, Matlab, Visual Studio, Solid Works (CAD), Scigress MO Compact, AutoCAD, ArcGIS, Adobe CC

教室, AV 室, 演奏室

教室，図書館本館3階は，研究室・ゼミや課外活動での使用を認めています。利用を希望する場合は，下記の窓口へ申し込んでください。

ただし，図書館 AV 室は，教職員の申込みに限ります。

AV 室設置機器（津田沼キャンパス）

図書館本館 AV 室

ビデオ，DVD，ビデオプロジェクタ，OHP，その他

利用申し込み窓口

津田沼キャンパス教室及び演奏室	学　生　課
実籾キャンパス教室	実籾校舎事務課
図書館本館 AV 室及びグループ学習室	図書館受付カウンター

厚生施設

施　設　名	所　在　地	料　金	収容定員	設　備　・　備　品　等
（本　　部） 軽 井 沢 研 修 所	長野県北佐久郡軽井沢町 軽井沢 1052-1 ☎ 0267-42-2401	1 泊 2 食付 3,500 円	256 名	ソフトボール場，総合グラウンド， 多目的コート，テニス専用コート， 講義室，多目的ホールなど
（法　学　部） 箱 根 仙 石 原 寮	神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原 1236 ☎ 0460-84-8044	1 泊 2 食付 3,500 円	26 名	・町営仙石原テニスコート利用可 ・周辺に日帰り温泉多数
（文　理　学　部） 山 中 湖 セ ミ ナ ー ハ ウ ス	山梨県南都留郡山中湖村 平野字向切詰 506-296 ☎ 0555-62-0414	1 泊 2 食付 3,500 円	150 名	ゼミナール室，多目的ホール， テニスコートなど
（経　済　学　部） 菅　平　研　修　所	長野県上田市菅平高原 1278-467 ☎ 0268-74-2165	1 泊 2 食付 3,500 円	104 名	テニスコート，多目的ホール， 総合グラウンドなど
（芸　術　学　部） 館 山 セ ミ ナ ー ハ ウ ス	千葉県館山市加賀名 97 ☎ 0470-29-1131	1 泊 2 食付 3,500 円	90 名	ミーティングルーム， セミナールームなど
（理　工　学　部） 八 海 山 セ ミ ナ ー ハ ウ ス	新潟県南魚沼市山口 1666 ☎ 025-775-3701	1 泊 2 食付 3,500 円	98 名	天体観測室，談話室， 研修室，リソースセンターなど

注）1「料金」については，平成29年4月現在の，学生が使用した場合の金額です。
2「収容定員」については，学生を対象としたものです。

厚生施設の利用方法

軽井沢研修所（本部）

①予約について

予約は使用日の１か月前の月初めから，学生課で受け付けます。

夏季休暇期間中（7 ～ 9 月）の使用は，別途期日を指定して一斉に予約を受け付けます。

②使用手続きについて

使用希望日の 10 日前までに申込票に必要事項を記入して，学生課に申し込んでください。予約がとれれば，厚生施設使用申請書と使用者名簿をお渡しします。

学生課で申請書及び名簿に受付印押印後，宿泊日の７日前までに会計課窓口に使用料金を支払ってください。

他学部の厚生施設

他学部の厚生施設を利用するときは，あらかじめ学生課に申し出てください。予約は，使用日の１か月前の月初めから受け付けます。

使用料金は厚生施設案内に伴い，使用日の 10 日前までに支払ってください。

☆セミナーハウス・厚生施設共通の留意事項

1 全ての厚生施設の使用期間は，３泊４日を限度とします。
2 手続き完了後の期間・人数の変更及び返金は，原則としてできません。

未来工房

生産工学部創設 60 周年を記念して学生の自由な創作活動のスペースが誕生しました。

未来工房の利用については，安全を確保し，楽しく創作活動ができるようライセンス制度（C 級～ S 級）を導入しています。

まず未来工房で実施する安全教育講習会を受講し，ライセンス登録（C 級）を行います。また，各設備についてはＢ級ライセンスを取得することにより使用できるようになります。

講習会日程，利用方法等の詳細については未来工房へ直接お問い合わせください。

【利用時間】

月～金曜日　12：00 ～ 20：00
土曜日　　12：00 ～ 16：00

【設　　備】

- **金工**　マシニングセンタ，精密卓上旋盤，精密卓上フライス盤，卓上ボール盤，斬鉄帯鋸盤，交流アーク溶接機，板金折り曲げ機，アクリル板曲げ機，卓上グラインダ，高速切断機，エアープラズマ切断機，丸鋸盤（アルミ・アクリル盤切断用）
- **木工**　木工旋盤，卓上フライス盤，卓上ボール盤，小型自動かんな盤，丸鋸盤，糸鋸盤，バンドソー，ベルトジスクサンダ，丸のこ
- **塗装**　塗装ブース（含むベビコンプレッサー）
- **陶芸**　電動ろくろ
- **電動工具**　電気かんな，ハンドドリル，電動ドライバー，スリムディスクグラインダ，ジグソー
- **その他**　サンドブラスト，T シャツプリンタ，マグカップ印刷他，手工具・測定具類，STiKA カッティングマシーン，大型インクジェットプリンタ，3D プリンタ，小型電気炉，レーザー加工機，刺しゅう付きコンピューターミシン

【備　　考】

学部行事，点検作業等により利用できない日時・設備がありますので，掲示などに注意してください。

体育施設

体育施設は，正課の実技授業及び体育系サークルの基本施設として，次のとおり設置しています。これらの施設は，授業時間，サークル活動時間以外は学生に開放され，利用することができます。

	施設名	利用案内	申し込み窓口
実籾キャンパス	グラウンド（陸上競技場兼球技場） 第2球場	正課授業や課外活動で使用していないときは，学生に開放しています。使用を希望するときには、右記窓口に申し込み，許可を得てください。毎月最初の平日に翌月までの申し込みを受け付けます。	学生課 実籾校舎事務課※
	多目的コート （バスケットボール，バレーボール，テニス）		
	テニスコート（5面）	正課授業や課外活動で使用していないときには右記に申し込んで，許可を得て使用してください。サークル以外の団体で使用したいときは学生課に相談してください。	学生課 実籾校舎事務課※
	ゴルフ練習場	原則として、正課授業と課外活動以外での使用は認めていません。	
	シャワー棟 1階　ロッカー室，シャワー室	使用するときは，右記窓口に申し込み，許可を得てください。また，翌日の使用申し込みも受け付けます。	実籾校舎事務課
	弓道場	原則として，正課授業と課外活動以外での使用は認めていません。	

※当日のみ受付

津田沼キャンパス	体育館（25号館2階）	正課授業や課外活動で使用していないときには右記に申し込んで，許可を得て使用してください。サークル以外の団体で使用したいときは学生課に相談してください。	学生課 体育館事務室
	屋内プール（25号館地階）	5月～11月の週2日間（17：00～19：00）開放しています。 開放日・時間は掲示にて確認してください。	学生課
	トレーニングルーム（25号館2階）	正課授業や課外活動で使用していないときは，右記に申し込めば，自由に使用できます。（ただし，トレーニング講習会の受講者に限る）	体育館事務室
	武道館	原則として，正課授業と課外活動以外での使用は認めていません。	

使用時間は，グラウンド，第2球場，多目的コート：7：00～19：00／体育館：9：00～19：00

どの体育施設も飲食，喫煙禁止。
用具の貸出も行っておりません。
※ただし，体育館に限り体育館事務室にて一部用具の貸出有

津田沼校舎講堂・体育館（25号館）の外観

将来の道しるべ

就職

奨学金制度・特待生制度

各種資格について

就職

将来の人生設計を見据えた大学生活を

大学生活を送るなかで大事なことは，「有意義な生活をおくること」にあります。

これは，やがて訪れる『就職』とういうステージで大きな意味を持ってきます。

学業はもちろんのこと，大学生活（サークル，アルバイト，ボランティア etc…）から得たものを，自信をもって語れることが大事になります。それらの経験からどんな成果をあげたのか，また自分が得たものが何なのかを語れることが大きな力になります。

問われる社会人基礎力

現在，多くの企業は従来の書類選考，筆記試験，面接だけでなく，エントリーシートや性格診断テスト，グループディスカッションといった多様な方法で学生の資質を見るようになっています。理系の場合は専攻の知識や研究はもちろんですが，社会人として働くために必要な基本的な人間性も問われます。専攻の知識や学業だけではなく，「社会人基礎力」と呼ばれる，前に踏み出す力，考え抜く力，チームで働くといった点も含めて総合的に判断されます。

就職活動時期

採用情報の解禁や会社説明会開始は学部３年生の３月に，倫理憲章に同意している大手企業の採用選考の開始は４年生の６月に始まりますが，この枠にとらわれない採用活動をする企業もあります。また，４年生は就職活動を含め，卒業研究や卒業に向けての準備等スケジュールが過密になります。

そのため，「いつのまにか志望企業の採用活動が終わっていた」ということがないよう，情報収集に努め自己分析等対策で準備を整え，３年生３月の情報解禁と共にスタートすることが大切です。

就職指導課では，３年生の後期から企業研究やエントリーシート作成，SPI 試験等の対策講座を順次開催します。就職支援講座を活用し，２月末までには志望企業を検討しておきましょう。

学内では同級生，先輩後輩，教職員などみなさんを取り巻く人たちがいます。また，幸い本学は多くの卒業生が社会の様々な分野で活躍しており，就職活動ばかりでなく，社会に出てからも皆さんの後押しをしてくれるでしょう。

３年後，よりよい人生選択ができるよう，目的意識を持った有意義な学生生活を送ってください。

就職資料の閲覧と支援

1　就職指導課

学科・学年に関係なく就職に関する相談や先輩の就職先のデータや企業の情報の収集ができます。「履歴書の書き方がわからない」，「採用試験の動向を教えて欲しい」，「大学に来ている募集はあるか」など，気軽にお尋ねください。求人票，就職関連書籍，企業パンフレット，Uターン情報，公務員の募集要項なども閲覧できます。

また，本学に特化した就職支援システム「NU就職ナビ」は，いつでもどこからでも利用可能な Web システムで，企業情報（16 万件），求人情報（1 万件），就職活動報告書，OB・OG 情報（33 万件），就職行事情報等，多彩な情報が検索・利用できます。

就職に関係する各種届出も NU 就職ナビを利用して提出します。本格的には３年生から活用しますが，低学年から登録し利用することも可能です。みなさんも一度ログインしましょう。

2　学科事務室

学科の特色に合わせた求人票や企業パンフレット，推薦に関する情報が得られます。また，各学科に２名の就職指導委員の教員がおり，学科事務室と連携して就職支援にあたっています。

就職指導課・学科事務室

就職指導課	24 号館 1 階	047-474-2271
	利用時間　平日 9：00 ～ 18：00 土曜 9：00 ～ 13：00	
機械工学科事務室	12 号館 2 階 201 号室	047-474-2311
電気電子工学科事務室	31 号館 2 階 209 号室	047-474-2371
土木工学科事務室	14 号館 1 階 104 号室	047-474-2421
建築工学科事務室	4 号館 1 階 101 号室	047-474-2481
応用分子化学科事務室	29 号館 6 階 621 号室	047-474-2551
マネジメント工学科事務室	30 号館 4 階 411 号室	047-474-2601
数理情報工学科事務室	23 号館 3 階 302 号室	047-474-2651
環境安全工学科事務室	40 号館 2 階 202 号室 （2 学科共通）	047-474-2361
創生デザイン学科事務室		047-474-9781

主な就職行事

就職関係の主な行事を以下に掲載します。この他に，学科ごとに行事を開催する場合があります。

学科就職ガイダンス　３年生 9 月・10 月

就職支援プログラムの第一歩となるガイダンスです。業界の研究，企業の探し方，応募手続の方法等を説明します。さらには内定者による就活体験談を実施します。

SPI・PDA 模擬試験　３年生 10 月

就職活動で多く使われている試験『SPI3』と，能力適性検査に相当する『PDA』の模擬試験を実施します。

学部総合ガイダンス　３年生 10 月

SPI 模擬試験の結果返却および解説を実施します。また，これから行われる就職対策講座【SPI 編】の案内をします。

就活ガイダンス　３年生 11 月

PDA 模擬試験の結果返却および解説を実施します。また，就職活動にあたって重要な『自己分析』についても解説します。

女子学生向け就職対策講座　３年生 12 月

企業人事担当者や会社が女性に求めるもの，女性が活躍している業界，就職活動中に出会う問題点，結婚や出産と労働市場をどう考えキャリアデザインを行うのか，プロの講師による女子学生のための就職対策講座を実施します。

就職対策講座

近年，厳選採用が一般化し，企業が学生に求めるスキルは高く，選考方法も多様化しています。この講座を通じて，しっかり準備しましょう。

【SPI 編】３年生 11 月・12 月

学科別にクラスを分け，SPI の対策講座をじっくりと行っていきます。

【エントリーシート編】３年生 12 月・２月　※ 12 月は概要編

就職活動時に，書類選考の材料や面接資料として活用されるエントリーシートの重要性と記入方法を解説します。

【面接編】３年生 12 月・２月　※ 12 月は概要編

どの企業でも必ず行われる面接試験。心構えやマナー，熱意を含め，人間性が問われます。企業がどのような視点で学生を評価しているのかを解説します。

生産工学部就職セミナー
3年生 3月上旬

会場として39号館を使用し，3日間で約500社の企業が集結しました。テーブルを挟み，企業人事担当者と学生が直接面談できる行事です。直接話をするのは緊張すると思いますが，本学部の学生に対する各企業の採用意欲が高いため，積極的に活用すれば内定獲得への近道になります。

生産工学部就職セミナー

日本大学合同企業研究会・就職セミナー
3年生 3月中旬

日本大学全体で行うセミナーです。例年200社以上の企業が参加して開催されます。

公務員試験対策

経済変動の影響や社会構造の急激な変化等に直面し，公務員の果たすべき役割は一層重要で大きなものになりつつあるといわれています。求められる人材は，言われた仕事を受動的に処理するのではなく，自ら主体的に立案・計画する能力を備える人です。

日本大学の教育理念・目的の「自主創造」とは，知的好奇心をもって 自らが課題に取り組み，新しい道を切り開いていくことです。日本大学の学生は，この「創造力」が国公立を含む他大学の学生よりも優れていると言われています。公務員を目指す皆さんは是非とも夢を実現し，希望ある社会作りに貢献して欲しいと思います。

生産工学部主催公務員試験対策講座

国家公務員採用総合職，一般職及び地方上級公務員採用試験などを目指す公務員志望者の支援として，生産工学部では「対策講座」を設けています。

費用負担は，教材費・模擬試験受験料のみ。サポート体制も充実しています。

・講師による「公務員メール相談」の開設
ファックス，郵便でも相談を受け付け，受験指導を行います。
・一次試験に合格した受講生は，個別面接指導が受けられます。最終合格・採用内定の獲得に必要な面接テクニックを，豊富な指導経験のある講師がフォローします。
・使用教材は，実際に出題された公務員試験の過去問から，「より出題可能性の高い問題」，「確実にとらなければならない問題」を編集。
技術職希望の場合，研究にも時間をとられがちです。効率よく試験前の一年間を過ごしましょう。

「公務員試験対策講座ガイダンス」
7月実践講座，1月直前講座

「公務員模擬試験」2月
学習進度を知るための力試し受験。試験後に問題解説講座を実施します。

「実践講座」9月～12月
基礎知識の定着を図ります。要点整理を行い，確実に実力を鍛えます。
①公務員試験の重点科目である「数的処理・文章理解」については，過去問題を使った実践的なインプット講義により，実践感覚と同時に基礎知識を身につけます。
②理系の学生が苦手とし，手薄になりやすい「社会科学」について，分かりやすい講座内容で基礎知識のインプットをします。

「直前講座」2月
教養科目工学基礎をとおし弱点科目を補強します。時事や面接や論作文の指導を行います。直前の総まとめとして合格レベルまで実力を身につけ合格点突破を目指します。
①国家一般・地方上級・市役所・警察・消防官試験をメインターゲットに，しっかりサポートします。
②数的処理・文章理解は演習講義中心。人文科学・自然科学は出題頻度の高いものに絞り学習します。
③理工系専門必須科目である「工学基礎」についても対策を行います。

「個別面談・論文指導」5月又は6月
①1次試験受験実績に応じて「面接・論文」指導を実施します。

また，日本大学本部には「**公務員試験支援センター**」が設置されており，日本大学の在校生・卒業生で公務員を志望する方へ統一的な支援を行っています。1年生より受講可能の公務員試験準備講座をはじめとする各種講座，模擬試験，公務員合宿，特別セミナー等各種プログラムを用意して，国家総合職・一般職・地方上級・市役所・警察・消防等あらゆる公務員志望者をサポートしています。

奨励金制度

難関試験である国家公務員採用総合職試験（相当職含む）に最終合格した本学在学中の学生若しくは卒業生（大学院修了者を含む）に対し，公務員試験支援センターより奨励金を支給しています。

産業分類別の就職（進路）状況

先輩の就職した業界を，学科毎にグラフで表したものです。

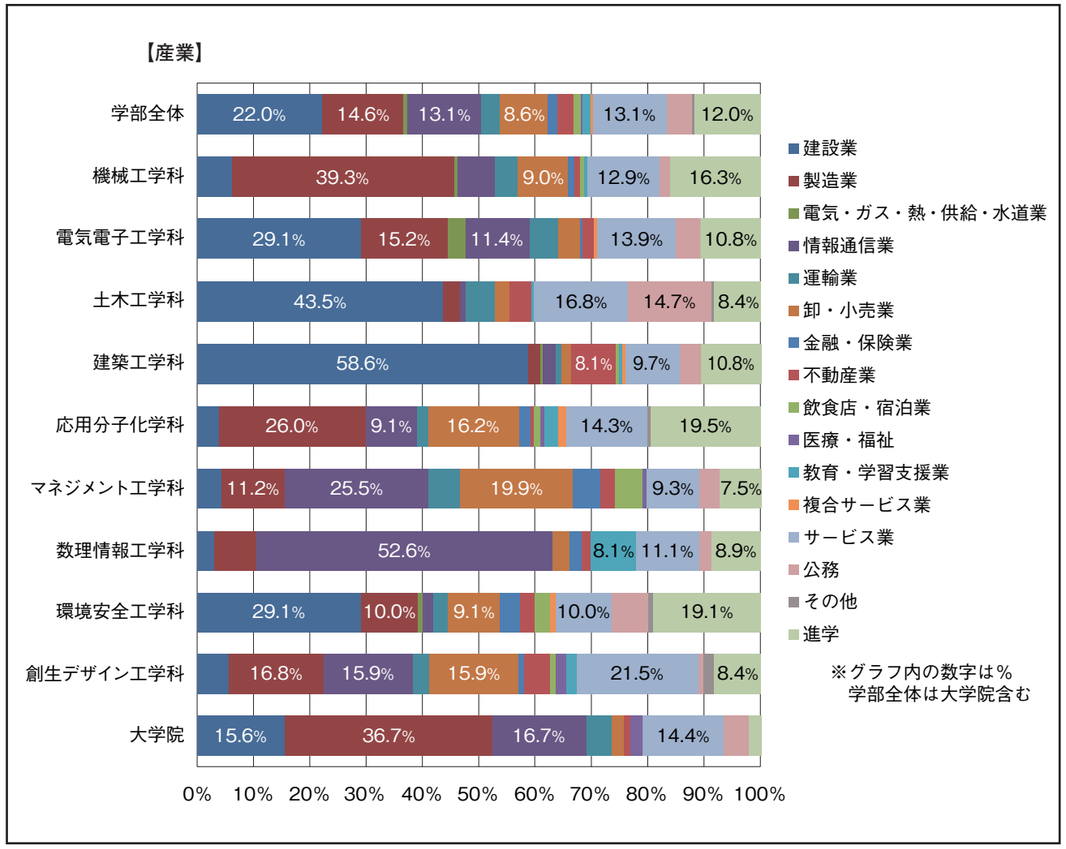

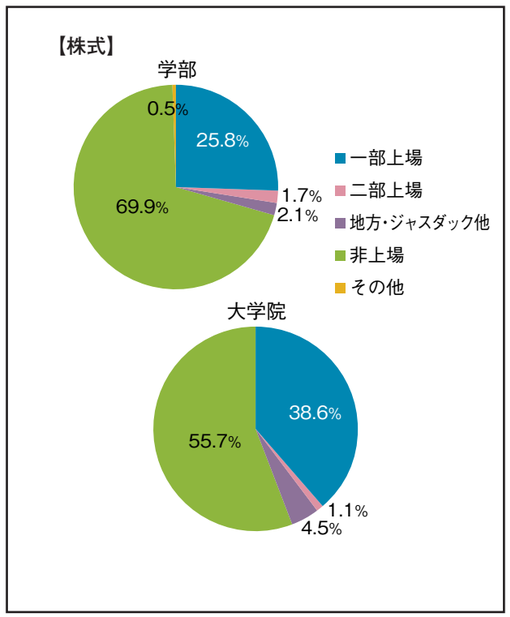

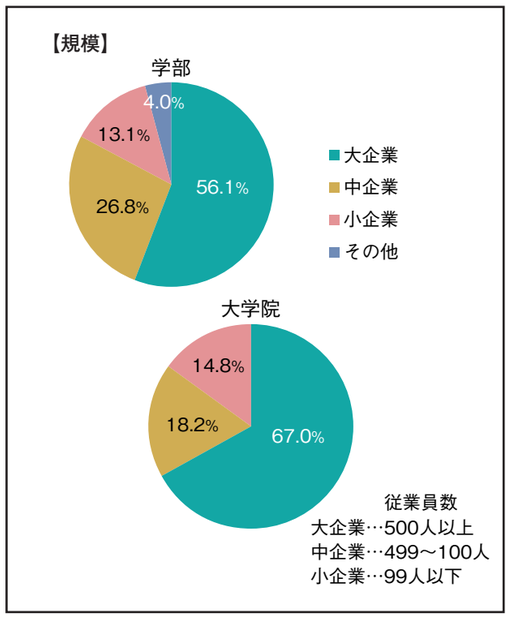

奨学金制度・特待生制度

特待生

日本大学には，学業成績，人物共に優秀な学生に対して奨学金を給付する特待生制度があります。選考は２年次生以上を対象とし，特に成績優秀な学生に給付する甲種と，優秀な学生に給付する乙種があります。甲種特待生は授業料１年分相当額の半額及び図書費 12 万円を給付，また乙種特待生は授業料１年分相当額の半額を給付します。

奨学金

日本大学全学部を対象とする奨学金，生産工学部独自の奨学金制度があります。また学外には日本学生支援機構や地方公共団体・民間育英団体などの奨学金制度もあります。詳しくは，学生課の掲示板をご覧ください。

平成29 年度特待生受給状況

２　年　生	甲種	０名
	乙種	８名
３　年　生	甲種	０名
	乙種	９名
４　年　生	甲種	５名
	乙種	８名

独立行政法人　日本学生支援機構奨学金（貸与）

優秀で経済的理由により修学困難な学生のうち，大学から推薦された学生について，日本学生支援機構で選考の上，次の奨学金が貸与されます。

平成30 年度採用　日本学生支援機構奨学金の種類と募集時期一覧

区分	種類		貸与月額	貸与期間	募集時期
大学	第一種（無利子）		自宅　２万，３万，４万 又は 5.4 万円 自宅外　２万，3 万，4 万，5 万 又は 6.4 万円	奨学生に採用された月から卒業又は修了予定の最短修業年限まで	［在学採用］ ・毎年４月 ［緊急採用・応急採用］ ・随時 災害等により家計が急変した場合に限る
	第二種（有利子）		２万から 12 万円のうち１万円単位で選択		
大学院	第一種（無利子）	博士前期	５万 又は 8.8 万円		
		博士後期	８万 又は 12.2 万円		
	第二種（有利子）	博士前期	５万，８万，10 万，13 万，15 万円から本人の希望による選択		
		博士後期			

注）①申請手続きにあたっての注意事項

申請手続きについては，学生課掲示板，ポータルシステム等にてお知らせしています。募集の機会を逃すと申請ができません。希望者は見落とすことのないよう十分注意してください。

提出書類は丁寧に記入し，提出期限に遅れることのないようにしてください。申請手続きには提出書類の他に添付書類として所得に関する証明書等が必要となります。これらの入手には時間がかかる場合がありますので，余裕をもって準備してください。

家計の急変や災害等により被害を受けた場合は，学生課窓口にご相談ください。日本学生支援機構奨学金で採用となる場合があります。

②採用にあたっての注意事項

採用された学生は，採用説明会の参加，各種手続きが必要です。これらは全て学生課掲示板，ポータルシステム等にてお知らせします。見落としにより手続きをしなかった場合の不利益は全て自分の責任となり，受給停止等に至る場合もありますので，学生課掲示板，ポータルシステムを見る習慣をつけるよう心がけてください。

③進学届の提出

高校で大学奨学生に係る採用候補者として採用通知を受け取っている学生は，「進学届」を決められた期日（４月）までに提出してください。提出されない場合は，採用取り消しになりますので注意してください。なお詳細については，学生課掲示板，ポータルシステム等にてお知らせします。

④在学届の提出

入学以前に日本学生支援機構の奨学生であった学生は，在学届を決められた期日（４月）までに学生課へ提出してください。大学在学期間中の返還が猶予されます。

なお詳細については，学生課掲示板，ポータルシステム等にてお知らせします。

日本大学及び生産工学部が設けている奨学金

奨学金の名称	対象	選考基準	奨学金額	種別	平成 28 年度実績
古田奨学金（日本大学）	全大学院学生	学業成績 人物健康	20 万円	給付	全学 20 名
ロバート・F・ケネディ奨学金（日本大学）	全大学院学生	学業成績 人物健康	20 万円	給付	全学 20 名
日本大学創立 130 周年記念奨学金（日本大学）	学部学生	家計 学業成績	30 万円	給付	——
オリジナル設計奨学金（日本大学）	理工・生産工・工の全学部学生	学業成績 人物健康 国家公務員採用総合職試験の受験を志す者	20 万円	給付	各学部２名
事業部奨学金（日本大学）	学部学生	学業成績 家計	24 万円	給付	５名
日本大学創立 100 周年記念外国人留学生奨学金（日本大学）	外国人留学生のみ 大学院学生 学部学生 短期大学部学生	学業成績 人物健康	授業料相当額	給付	全学部・短大 14 名 全大学院 11 名

奨学金の名称	対象	選考基準	奨学金額	種別	平成 28 年度実績
第一種奨学金（生産工学部）	大学院学生 学部学生	学業成績 人物	50 万円	給付	学部３名 大学院６名
第二種奨学金（生産工学部）	大学院学生 学部学生	学業成績 家計 人物	30 万円	給付	学部・大学院合わせて９名
第三種奨学金（生産工学部）	外国人留学生のみ 大学院学生 学部学生	学業成績 人物	50 万円	給付	学部２名
校友会奨学金（生産工学部）	大学院学生 学部学生	学業成績 家計 人物	30 万円，20 万円，10 万円のいずれか	給付	学部・大学院合わせて 15 名
博士後期課程への進学者に対する奨学金（大学院生産工学研究科）	博士後期課程学生	学業成績 人物健康	20 万円，50 万円，60 万円	給付	15 名

※応募資格や金額等について変更になる場合があります。

地方公共団体奨学金一覧

	奨学金名	種別	募集時期	形態	学部生 月額	大学院生 月額	応募資格等
1	宮崎県育英資金奨学生	地方	４月	貸与	63,000・48,000・32,000		申込者本人の生計を主として維持する方が宮崎県内に居住していること。
2	札幌市奨学生	地方	４月	給付	9,000		親が札幌市に居住している方。
3	福井県ものづくり人材育成修学資金奨学生	地方	４月	貸与		60,000	大学院生。卒業後，福井県内のものづくり企業に勤務し，研究開発業務に従事することを希望する者。
4	川崎市大学奨学金	地方	６月	貸与	38,000		保護者が川崎市に１年以上居住している方。学部１年生。
6	福島県奨学金	地方	６月	貸与	40,000		福島県の高校を卒業した方。（合格当時，県内に６か月以上住所を有する。）
7	石川県奨学金	地方	４月	貸与	44,000		保護者が石川県内に３年以上居住している。
8	富山県奨学生	地方	５月	貸与	自宅通学　45,000 自宅外通学　51,000		富山県内に保護者等が住所を有している学部生。
9	茨城県奨学生	地方	４月	貸与	自宅通学　36,000 自宅外通学　40,000		茨城県内居住者の子弟。日本学生支援機構奨学金との併用不可。
10	新潟市奨学生	地方	６月	貸与	400,000（年額）	400,000（年額）	保護者が新潟市内に在住。
11	八戸市奨学金	地方	５月	貸与 給付	一般（貸与）　40,000 第１種特別（償還免除）　100,000 第２種特別（給付）　40,000		保護者が２年以上八戸市内に住所を有する世帯に属している学部生。第１種特別は生活保護世帯，又はそれに準ずる世帯。
12	大田区奨学生	地方	５月	貸与	44,000 以内		学部生。貸与開始の１年前から引き続き大田区内に居住している保護者等から扶養されている方。
13	新潟県大学奨学生	地方	６月	貸与	自宅外　51,000 自宅　44,000 入学一時金上限　500,000		県内に居住する者の子弟。日本学生支援機構奨学金第１種との併用不可。
14	福井県大学院奨学生	地方	６月	貸与		修士・博士前期課程 84,000 博士後期課程 117,000	福井県内に居住する者の子弟。新入生優先。
15	福島県奨学生	地方	９月	貸与	40,000		福島県内の高校卒業をした方。大学入学までに引き続き６か月以上住所を有していた方。
16	岐阜県選奨生奨学金第２次募集	地方	11 月	貸与	32,000 日本学生支援機構併用は 16,000		岐阜県内に住所を有する者の子弟。（本人のみは不可）

民間団体奨学金一覧

	奨学金名	種別	募集時期	形態	学部生 月額	大学院生 月額	応募資格等
1	公益財団法人日本通運育英会	民間	４月	貸与	自宅　15,000 自宅外　20,000		学術優秀・品行方正・身体強健で学資の支弁が困難な者。
2	公益財団法人芸備協会平成30年度　奨学生	民間	５月	貸与	20,000		広島県の高等学校卒業。学習状況良好。経済的理由で修学が困難な方。
3	公益財団法人　吉田育英会マスター21給与奨学生	民間	４月	給付	月額　80,000 もしくは奨学期間内に 2,500,000		27 歳未満・学部４年生・日本国籍 日本の大学院修士課程，または一貫制博士課程への入学希望者。自然科学分野専攻。
4	公益財団法人　吉田育英会ドクター21給与奨学生	民間	３月	給付		月額　200,000 学納金 2,500,000 海外研究支援 1,000,000	2018 年春に博士前期課程進学希望者
5	玉野教育基金奨学金	民間	４月	給付	30,000		学部１年生。高校時の欠席がほとんどない。評定平均 3.5 以上
6	朝鮮奨学会大学・大学院奨学金	民間	４月	給付	25,000	修士課程　40,000 博士課程　70,000	韓国・朝鮮人学生。学部生 30 歳，大学院生 40 歳未満。
7	公益財団法人戸部眞紀財団奨学生	民間	４月	給付	50,000	50,000	化学，食品科学，芸術学，体育学，経営学分野を学んでいる。学部３・４年生，大学院生。留学生も可。

民間団体奨学金一覧

	奨学金名	種別	募集時期	形態	学部生 月額	大学院生 月額	応募資格等
8	エフテック奨学財団	民間	4月	給付	30,000	30,000	私費留学生含む 学部2年次以上。大学院修士課程1年次，博士課程1年次。
9	公益財団法人 沖縄国際交流 人材育成財団	民間	4月	貸与	55,000	修士・博士前期課程 70,000 博士後期課程 80,000	沖縄県に住所を有する者の子弟。
10	一般財団法人 鷹野学術振興財団奨学生	民間	4月	給付	600,000（年額）		学部1～3年生・大学院修士課程1年生。科学技術関係専攻，卒業後は製造業への就職希望。
11	一般財団法人 小貫基金奨学生	民間	4月	貸与	50,000	60,000	学部生，博士前期課程の方。留学生は学部または院に1年以上在学している方。
12	オーディオテクニカ奨学生	民間	4月	給付	20,000	20,000	学部2～4年生。大学院博士前期課程1・2年生。
13	一般財団法人 大森昌三記念財団	民間	4月	給付	30,000	30,000	学部生，大学院生
14	公益財団法人 高山国際教育財団奨学金	民間	4月	給付	120,000		学部1年生。私費留学生。
15	公益財団法人 山口県ひとづくり財団 大学奨学生	民間	4月	貸与	52,000		山口県に生活の本拠を有する者の子弟。
16	公益財団法人 似鳥国際奨学財団	民間	5月	給付	自宅生 50,000 自宅外生 80,000		学部生。
17	トヨタ女性技術者育成基金 奨学支援プログラム	民間	5月	貸与	600,000（年額）		学部1年生女子。将来，女性エンジニアとして活躍していく意欲のある者。学業成績優秀者。
18	公益信託池田育英会 トラスト平成30年度奨学生	民間	4月	給付	17,000	17,000	愛媛県の高校を卒業，または保護者が愛媛県に居住。学部2年生以上，大学院生。
19	一般財団法人 ダイオーズ記念財団	民間	4月	給付	10,000	10,000	留学生含む，学部2年生以上・大学院生 世帯所得600万未満。給与所得以外は340万未満。
20	（スポーツ枠）公益財団法人 安田奨学財団奨学生	民間	4月	給付	100,000		私費留学生で学部1～3年生。公認サークルの運動部に所属し，真摯に取り組み，今後の成果が期待される者。
21	アキレス育英会奨学生	民間	4月	貸与	自宅通学者 30,000 自宅外通学者 40,000		学部1年生。
22	JEES留学生奨学金	民間	4月	給付	30,000	30,000	私費留学生。学部2年次以上。（大学院含む）
23	公益財団法人 日本証券 奨学財団奨学生	民間	4月	給付	自宅通学者 35,000 自宅外通学 45,000	修士(自宅) 40,000 (自宅外) 50,000 博士(自宅) 45,000 (自宅外) 55,000	学部2年生，大学院修士または博士課程1年生。 留学生は東南アジア・東アジアからの私費留学生で，上記学年の者。
24	一般財団法人 日本教育文化財団 育英奨学金	民間	6月	給付	20,000		学部1年生
25	日本学術振興会 育志賞	民間	5月	給付		副賞として110万	大学院博士後期課程在籍者。
26	公益財団法人 穐山奨学財団奨学生	民間	4月	給付	40,000		学部1年生
27	公益信託 岩井九雌記念 東京奨学育英基金	民間	4月	給付	100,000	120,000	学部3年生，修士博士前期1年次，博士後期1年次
28	公益財団法人 住本育英会 大学奨学生	民間	4月	給付	20,000		学部1年生。
29	公益財団法人 日揮・実吉奨学会 給与奨学生	民間	4月	給付	300,000（年額）	300,000（年額）	理工系学科の学生。30歳未満。
30	公益財団法人 国土育英会	民間	4月	給付	18,000	18,000	学部1年生　高校の評定平均4.0以上 学部2年生以上　GPA3.5以上
31	公益財団法人国土育英会 外国人留学生奨学生	民間	4月	給付	100,000	100,000	留学生。
32	公益財団法人埼玉誘掖会奨学生	民間	4月	給付	250,000（年額）		埼玉県出身者の子弟で学部1年生で経済的に学費負担困難な成績優秀者。
33	公益財団法人 東洋合成記念財団奨学生	民間	5月	給付		400,000(年額)	大学院生（応用分子化学専攻が望ましい。）
34	一般財団法人守谷育英会奨学生	民間	4月	給付	100,000	100,000	学部生・院生・私費留学生
35	公益財団法人 前澤育英財団奨学生	民間	4月	給付	35,000		東京都民の子弟，もしくは東京都在住の方。学部1年生。
36	一般財団法人 関育英会	民間	5月	貸与	30,000		学部2年生。
37	公益財団法人 大塚敏美育英奨学財団	民間	4月	給付	200・150・100万 いずれか		私費留学生。人の健康に深く関連する分野の研究をしている方。
38	交通遺児育英会 奨学生（大学院）	民間	年度初め ～10月 （予約は1月）	貸与		5・8・10万 いずれか	保護者が交通事故で死亡，または重い後遺症で働けないため，経済的理由で修学困難な大学院生・来年度院進学を目指す方。
39	交通遺児育英会 奨学生（学部生）	民間	年度初め ～10月	貸与	4・5・6万いずれか （1年時のみ入学一時金あり）		保護者が交通事故で死亡，または重い後遺症で働けないため，経済的理由で修学困難な大学生。
40	朝鮮人　奨学生	民間	5月	給付	1年生　10,000 2年生以上　15,000		朝鮮半島にルーツのある大学生。（国籍不問） 朝鮮籍・北朝鮮籍の留学生は除く。
41	公益財団法人　中村積善会 （給費併用型貸費奨学金）	民間	5月	給付・ 貸与	80,000 （給付　30,000 貸与　50,000）	80,000 （給付　30,000 貸与　50,000）	日本人大学生・大学院生
42	公益財団法人 中村積善会（給費）	民間	5月	給付	30,000	30,000	大学生・大学院生・私費留学生。
43	あしなが育英会 大学奨学生	民間	5月	貸与	一般　40,000 特別　50,000		保護者が病気・災害・自死等で死亡，またはそれらが原因で後遺障害を負った家庭の子。
44	公益財団法人 村田海外留学奨学会	民間	7月	給付	二年間の往復旅費・ 生活費・学費　等	二年間の往復旅費・ 生活費・学費　等	海外留学を志す学部生，大学院生。
45	公益財団法人 佐藤陽国際奨学財団 私費留学奨学生「秋募集」	民間	7月	給付	150,000	180,000	私費留学生。成績証明書の提出が可能。インド・ラオス・タイ・東ティモール，ベトナム他，国籍の指定あり。
46	公益財団法人 信濃育英会 明るい社会に貢献する奨学生	民間	6月	給付	団体　300,000 個人　100,000		学部2～4年生。ボラティア等を通じて，明るい社会づくりに貢献している学生グループ及び個人。
47	一般財団法人 長坂国際奨学財団	民間	6月	給付	50,000		私費留学生。東南アジア出身。学部2～4年生。

	奨学金名	種別	募集時期	形態	学部生 月額	大学院生 月額	応募資格等
48	公益財団法人飯塚毅育英会 海外留学支援奨学生	民間	7月	給付	460,000（年額）	大学院修士・博士12年 660,000(年額) 博士3年以上 860,000(年額)	栃木県内の高校を卒業した者。大学3年以上または大学院に在籍し，研究目的で外国の大学に1年以上留学する，30歳未満の学生。
49	一般社団法人 大学女性協会 国内奨学生	民間	8月	給付	社会福祉奨学生 100,000(年額)	一般奨学生 200,000(年額) 社会福祉奨学生 200,000(年額)	一般奨学生…大学院在籍1年以上の女子学生。 社会福祉奨学…学部・大学院の1年以上の女子で，身体に障がいのある学生。
50	公益財団法人 渥美国際交流財団	民間	9月	給付		200,000	日本国籍以外。博士後期課程在籍者。2019年3月（秋入学2019年9月）までに博士号取得見込みのある方。
51	公益財団法人 日揮・実吉奨学会 第二種給与奨学生	民間	9月	給付	250,000(年額)	250,000(年額)	私費留学生。家族帯同ではないこと。
52	日本台湾交流協会奨学金留学生	民間	10月	給付		修士　144,000 博士　145,000	台湾からの留学生。大学院修士課程，博士課程に正規生として進学及び在籍する者。
53	公益財団法人　NEC C＆C財団 外国人研究員助成	民間	9月	給付		博士後期課程 125,000	2018年4月または10月に博士後期課程に在学中。外国人でC＆Cの研究に携わっている方。
54	公益財団法人 吉田育英会給与奨学金 日本人派遣留学プログラム	民間	9月	給付		M2以上 生活費月額 200,000 留学先の学費 2,500,000	2018年4月～3月までの間に新たに私費留学開始する方。財団の指定する留学目的と合致している方。学士号以上の学位を留学までに取得している方。日本国籍または私費留学生。
55	公益財団法人 沖縄国際交流・人材育成財団	民間	9～ 10月	貸与	55,000	修士・博士前期課程 70,000 博士後期 80,000	沖縄に住所を有する者の子弟。
56	公益財団法人 似鳥国際奨学財団 私費留学生	民間	8～ 11月	給付	110,000	110,000	外国人私費留学生。学部，大学院の全学年の方。
57	公益財団法人 似鳥国際奨学財団 日本人学生	民間	8～ 11月	給付	自宅生　50,000 自宅外生 80,000		2018年4月より学部2・3・4年。日本国籍の方。
58	社会福祉法人さぽうと21 坪井一郎・仁子 学生支援プログラム	民間	9～ 11月	給付	400,000～ 800,000(年額)	600,000～ 1,000,000(年額)	日本在住の外国籍・元外国籍の①難民及びその子弟②中国帰国者三世，日系人二世・三世（在留資格　留学　は不可）2018年4月に学部3・4年生か大学院在籍・進学
59	社会福祉法人さぽうと21 坪井一郎・仁子 生活支援プログラム	民間	11～ 1月	給付	120,000～ 360,000(年額)		日本在住の外国籍・元外国籍の①難民及びその子弟②中国帰国者三世，日系人二世・三世（在留資格　留学　は不可）2018年4月に日本の大学に在籍している方。
60	公益財団法人 平和中島財団 外国人留学生奨学生	民間	10月	給付	100,000	100,000	留学生　2018年4月応募時と同じ大学の正規課程に在籍予定の方。
61	公益財団法人 イノアック 国際教育振興財団第32期奨学生	民間	10月	給付	外国人留学生 50,000 日本人学生 100,000	外国人留学生 50,000 日本人学生 100,000	①外国人留学生：2018年4月以降，一年以上継続して在籍する者。 ②日本人学生：2018年度に海外留学を開始する者。
62	公益財団法人 日本国際教育支援協会 JTアジア奨学金	民間	10月	給付		150,000	平成30年時点で大学院修士・博士課程に在籍もしくは入学を予定している者。アジア国籍の私費留学生。
63	公益財団法人 綿貫国際奨学財団 外国人留学生奨学生	民間	10月	給付		150,000	アジア太平洋諸国からの私費留学生。大学院博士課程在籍者。（国籍の範囲制限あり）
64	公益財団法人 辻国際奨学財団 2018年度奨学生	民間	10月	給付	150,000	150,000	3・4年生，修士1・2年生，博士1・2・3年　私費留学生
65	公益財団法人 ヨネックススポーツ振興財団	民間	12月	給付	50,000 以内	60,000 以内	留学生含む，体育学等専攻又はスポーツを積極的に行う学生
66	一般財団法人 成和記念財団 2018年度研究奨励	民間	10～ 11月	給付		研究奨励A 700,000 研究奨励B 300,000 学術助成 500,000	2018年4月1日現在大学院博士課程，大学院修士課程に在籍。在日コリアンの方。
67	公益信託川嶋章司記念 スカラーシップ基金	民間	11月	給付	100,000	100,000	外国人留学生。2018年4月に学部3・4年次に在籍見込みの方，または修士，博士課程に在籍見込みの方。
68	公益財団法人 ロータリー米山記念 奨学会（外国人留学生）	民間	9月	給付	100,000	140,000	在留資格「留学」または「難民」の指定を受けている方。日本国籍以外の方。2018年4月に学部3・4年，修士1・2年，博士2・3年在籍者。
69	公益財団法人 日本国際教育支援会 平成30年度大成建設外国人留学生奨学金	民間	11月	給付	150,000	150,000	ベトナムまたはインドネシア国籍の私費外国人留学生。建築・土木・機械・電気の分野を専攻する方。
70	公益財団法人 日本国際教育支援協会 三菱商事留学生奨学金	民間	12月	給付	100,000	150,000	学部3～4年次，修士（博士前期）課程1～2年次，博士（博士後期）課程1～3年次。
71	一般財団法人 共立国際交流奨学財団	民間	12月	給付	100,000	100,000	日本以外のアジア国籍で，2018年からの在籍残期間が最低2年以上の方。
72	公益財団法人 佐藤陽国際奨学財団 私費留学奨学生「春募集」	民間	12月	給付	150,000	180,000	マレーシア，タイ，ベトナム他，国籍の制限あり。私費留学生。就労していない方。2018年4月の新1年生。
73	公益財団法人 岩谷国際留学生奨学助成	民間	12月	給付		150,000	大学院生で，東アジア・東南アジアからの私費留学生。自然科学系分野の専攻をしている。
74	公益財団法人 岡本国際奨学交流財団 私費外国人留学生奨学助成	民間	12月	給付	80,000	80,000	学部4年生か大学院生。他団体から50,000円以上の助成を受けていない。学習奨励費との併給不可。
75	日東紡　奨学生	民間	1月	貸与	第一種　50,000 第二種 100,000	第一種　50,000 第二種 100,000	支給年度の4月から学部4年または大学院修士課程，博士課程に在籍する方。
76	公益財団法人 神林留学生奨学会 私費外国人留学生奨学生候補者	民間	2月	給付		120,000	アジア諸国及び地域の出身者。大学院に2018年4月1日現在1年以上在学する私費外国人留学生。

※これらの奨学金はほんの一例です。新規の分を含め，募集案内の来た奨学金については，随時学生課の掲示板にて周知します。応募資格や金額等については，変更がある場合がありますので要項で確認してください。

その他
・生産工学部では，各銀行と「提携教育ローン」の導入をしています。この制度は一般の教育ローンと比べ金利が優遇され，しかも手続きは簡単で便利です。希望者は会計課窓口にて手続きをしてください。

日本大学校友会（奨学金付教育ローン）

日本大学校友会が指定する金融機関において在学中元本据置方式による教育ローンの融資を希望する学生について，指定金融機関への推薦及び在学中の教育ローンの利子を日本大学校友会奨学金として給付します。

奨学金は，学生生活を充実させるための経済的援助です。向上心があるにもかかわらず経済的な理由により修学が困難な者や勉学奨励のため学業成績が優秀な者に奨学金が給付されます。

国の教育ローン（日本政策金融公庫国民生活事業）

本学の入学者，在学者及びその保護者の方は，日本政策金融公庫国民生活事業「国の教育ローン」を利用することができます。「国の教育ローン」は，教育に必要な資金を融資する公的な制度で，これまで 340 万人を超える方々に利用されています。

【融 資 額】学生・生徒 1 人あたり 350 万円以内
【利　　率】年 1.76％（平成 29 年 11 月 10 日現在）
【返済期間】15 年以内（交通遺児家庭又は母子家庭の方は 18 年以内）
【使いみち】入学金，授業料，教科書代，アパートの敷金・家賃など
【返済方法】毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能です）
【保　　証】（公財）教育資金融資保証基金の保証又は連帯保証人 1 人以上

詳しくは，日本政策金融公庫国民生活事業の各支店，又は最寄りの金融機関（銀行，信用金庫，信用組合，労働金庫，農協，漁協）までお問い合わせください。

各種資格について

みなさんが卒業後，社会人として必要となると思われるものが「資格」です。個人の能力がより要求される現代では，この「資格」の有無が重要な意味を持ってきます。それゆえ公的な資格を可能な限り取得することをお勧めします。

学科共通
技術士補
ＰＥ／ＦＥ
情報処理技術者
ほか

機械工学科
自動車整備士 3 級
自家用飛行機操縦士
CAD 利用技術者
エネルギー管理士
溶接管理技術者
ボイラー技士
ほか

電気電子工学科
電気主任技術者
電気通信主任技術者
第一級陸上無線技術士
技術士
第二級陸上無線技術士
陸上特殊無線技士
海上特殊無線技士
航空特殊無線技士
電気工事士
エネルギー管理士
建築設備士
工事担任者（アナログ，デジタル）
ほか

土木工学科
技術士
測量士・測量士補
土木施工管理技士
宅地建物取引主任者
土地家屋調査士
土地区画整理士
コンクリート（主任）技士
コンクリート診断士
管工事施工管理技士
造園施工管理技士
ＲＣＣＭ資格
土木学会認定技術者資格
建設機械施工技士
火薬類（製造・取扱）保安責任者
ほか

建築工学科
一級建築士
二級建築士
技術士
建築基準適合判定資格者
JSCA 建築構造士
土地家屋調査士
建築施工管理技士
コンクリート（主任）技士
建築設備資格者（建築設備士）
設備士
インテリアプランナー
再開発プランナー
建築積算資格者
ほか

応用分子化学科
危険物取扱者
毒物劇物取扱責任者
有機溶剤作業主任者
特定化学物質作業主任者
火薬類（製造・取扱）保安責任者
公害防止管理者
環境計量士
一般計量士
ほか

マネジメント工学科
中小企業診断士
技術士
社会保険労務士
税理士
弁理士
公認会計士
米国公認会計士
宅建士
簿記
ファイナンシャル・プランニング技能士
ほか

数理情報工学科
応用情報技術者
ＣＧクリエイター
ＣＧエンジニア
Webデザイナー
画像処理エンジニア
マルチメディア
計算力学技術者
統計官
統計主事
ほか

環境安全工学科
技術士
エネルギー管理士
危険物取扱者
管工事施工管理技士
造園施工管理技士
土木施工管理技士
毒物劇物取扱責任者
環境計量士・一般計量士
公害防止管理者
労働安全コンサルタント
ビオトープ管理士
ほか

創生デザイン学科
造園施工管理技士
色彩検定
環境カウンセラー
インテリアプランナー
インテリアコーディネーター
照明コンサルタント
GIS 上級技術者
認定人間工学専門家
応用情報技術者
CG クリエイター
CG エンジニア
Web デザイナー
eco 検定
ほか

（注）上記の資格には講習の受講，受験，一定年限の実務経験を必要とするものもあります。
詳細については各団体のホームページや「学習の手引」を参照ください。

学則及び諸規程（抜粋）

日本大学学則

第１章　総則

第１節　目的及び使命

第１条　本大学は，日本精神にもとづき，道統をたつとび，憲章にしたがい，自主創造の気風をやしない，文化の進展をはかり，世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第２条　本大学は，広く知識を世界にもとめて，深遠な学術を研究し，心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第２節　大学組織

第３条　本大学は，学部及び大学院をもって，これを組織する。

第５節　学年・学期及び休業日

第 13 条　学年は，毎年４月１日に始まり，翌年３月 31 日に終わる。

第 14 条　学期は，次のとおりとする。ただし，事情によって異なる場合がある。

前学期　４月１日から９月 30 日まで

後学期　10 月１日から３月 31 日まで

第 15 条　休業日は，次のとおりとする。ただし，休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 本学創立記念日（10 月４日）

④ 春季休業　３月 11 日から３月 31 日まで

⑤ 夏季休業　７月 11 日から９月 10 日まで

⑥ 冬季休業　12 月 21 日から翌年１月 10 日まで

２　休業日の変更及び臨時の休業日については，そのつどこれを定める。

第６節　入学・在学・転学・転籍・休学・留学・退学及び除籍

第 16 条　入学の時期は，学年の始め又は学期の始めとする。

第 17 条　学部に編入学できる者は，次の各号の一に該当する資格を持ち，本大学の編入学試験に合格した者とする。ただし，編入学定員を設定していない学部学科については，定員に余裕のある場合に限り，選考の上編入学を許可することがある。

① 大学を卒業又は１年以上在学した者

② 短期大学を卒業した者

③ 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第 90 条第１項に規定する者に限る）

④ 高等専門学校を卒業した者

⑤ 高等学校等の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

⑥ 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

⑦ その他前各号と同等以上の学力があると認められた者

第 18 条　学部に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する資格を持ち，本大学の選抜試験に合格した者とする。

① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

② 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

③ 外国において学校教育による 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

⑥ 文部科学大臣の指定した者

⑦ 高等学校卒業程度認定試験規程（平成 17 年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）

⑧ 学校教育法第 90 条第２項の規定により大学に入学した者であって，本大学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑨ 本大学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18 歳に達したもの

第 19 条　入学を志願する者は，各学部所定の手続によって願い出るものとする。

第 20 条　入学の選抜試験に合格した者は，所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第 21 条　修業年限は，最低４年とし，在学年数は，８年を超えることができない。

４　第１項の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，本大学に３年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が，卒業の要件として定める単位を優秀な成績

で修得したと認める場合には，その卒業を認めることができる。
5　本大学に編入学・再入学した者については，別に定める規定による。
第 22 条　他の大学から本大学学部に転学又は本大学内における転部科を願い出た者については，別に定める規定によって許可することがある。
第 23 条　本大学に編入学，転学又は本大学内において転部科，若しくは転籍した者は，その学部に 2 年以上在学しなければ卒業することができない。ただし，第 21 条第 4 項の規定に該当する場合はこの限りでない。
第 24 条　本大学の通学課程と通信教育課程との間には，事情により選考の上，同一学部間の異動のみ，相互の転籍を許可することがある。この場合既に修得した授業科目は，転籍した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。
第 25 条　病気その他やむを得ない事由により，引き続き 3 か月以上出席することのできない者は，その事実を証明する書類を添え，保証人連署で願い出て，その許可を得て原則として入学年度を除き，休学することができる。ただし，入学年度の後学期については，修学困難な事由の場合は認めることがある。
2　休学期間は 1 年以内とし，なお，休学を要する者は，許可を得て更に 1 年以内の休学ができる。
第 26 条　休学者は，学期の始めでなければ復学することができない。
第 27 条　休学期間は，修業年数に算入しない。
第 27 条の 2　本大学が教育上有益と認めたときは，休学することなく，外国の大学に留学することを許可することがある。
2　留学の期間は，修業年数に算入する。
第 28 条　病気その他やむをえない事由のため，退学しようとする者は，その事実を証明する書類を添え，保証人連署で退学願を提出して，許可を受けなければならない。
第 29 条　正当な理由で退学した者が，当該学部に再入学を志望したときは，選考の上許可することがある。この場合には，既修授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。
第 30 条　故なくして 3 か月以上学費の納付を怠った者は，これを除籍することができる。
第 31 条　故なくして欠席が長期にわたる者は，これを除籍することができる。

第 7 節　履修規程

第 32 条　各授業科目の単位数は，1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により計算するものとする。ただし，医学部の授業科目の一部は，単位制によらず時間制を採るものとする。
①　講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
②　実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし，芸術学部における個人指導による実技の授業について 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
③　講義，演習，実験，実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については，その組み合わせに応じ，前 2 号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
2　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
第 32 条の 2　前条に規定する講義，演習，実験，実習又は実技による授業は，文部科学大臣が別に定めるところによって，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
第 33 条　教育職員の免許状を得ようとする者は，別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。
第 34 条　学業成績は，授業科目ごとに行う試験によって，これを定める。ただし，授業科目によっては，その他の方法で査定することができる。
2　試験には平常試験・定期試験・追試験・再試験及び卒業試験等がある。定期試験は学期末又は学年末に行い，追試験は，やむをえない事故のため定期試験を受けることのできなかった者のために行い，再試験は，受験の結果不合格となった者のためにこれを行う。
3　追試験及び再試験は当該学部において必要と認めたときに限り，これを行う。
第 35 条　修学についての所定の条件を備えていない者は，受験資格を失うことがある。
第 36 条　学業成績の判定は，S，A，B，C 及び D の 5 種をもってこれを表し，S は 90 点以上，A は 80 点以上，B は 70 点以上，C は 60 点以上，D は 59 点以下とし，S，A，B，C を合格，D を不合格とする。合格した授業科目については，所定の単位数が与えられる。
2　成績評価を係数化する必要のある場合は，S，A，B，C 及び D をそれぞれ 4，3，2，1 及び 0 に換算する。なお，係数化についての事項は別に定める。
第 37 条　各学部を卒業するために必要な最低単位数は，第 2 章教育　課程及び履修方法に定めるところによる。
2　学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
3　前項に定める授業科目の履修については，別に定める。
4　学生が許可を受けて他の大学又は短期大学で履修した授業科目の単位については，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
5　前項の規定は，学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
6　学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし，学部の定めるところにより単位を与えることができる。
7　学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位については，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
8　学生が本大学に入学する前に行った第 6 項に規定する学修は，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし，学部の定めるところにより単位を与えることができる。
第 37 条の 2　第 32 条の 2 に規定する授業によって修得した単位は，60 単位を超えない範囲で，卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第 8 節　卒業及び学士の学位

第 38 条　第 21 条に定めた修業年限に達し，所定の授業科目及び単位を修得し，卒業した者に学士の学位を授与する。
第 39 条　前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。
生産工学部　工学

第 9 節　学費及び貸給費

第 40 条　授業料その他所定の学費は，別表 2 の定めるところにより納付するものとする。
第 41 条　授業料を分納しようとする者は，事由を述べた書面により，保証人連署で願い出るものとする。
第 42 条　証明手数料等については別表 3 の定めるところにより納付するものとする。
第 43 条　既納の学費は，いかなる理由があっても返還しない。
第 44 条　停学を命ぜられた学生は，停学期間中も授業料を納付しなければならない。
2　休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては，別に定める。
第 45 条　学業人物ともに優秀な学生であって，学費支弁の方法のない者には，学費を減免し，又は貸与・給付することがある。
2　減免・貸給費については，別にこれを定める。

第 10 節　委託生及び外国人留学生

第 46 条　国又は公共団体から，一定の在学期間と履修科目とを定めて，入学を願い出た者に対しては，選考の上，委託生として入学を許可することがある。
第 47 条　委託生の入学資格については，第 18 条の規定を準用する。
第 48 条　委託生は，その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には，願い出によって単位取得証明書を与えることができる。
第 49 条　委託生として 4 年以上在学し，所属学部における所定の単位を修得した者には，学士の学位を授与する。
第 50 条　委託生の授業料その他本大学に納付するために必要な学費は，委託者から納付するものとする。
第 51 条　外国人留学生の入学及び転・編入学については，第 6 節の規定を準用する。ただし，特別に選考を行い入学を許可することができる。
2　外国人留学生については，学修の必要に応じて第 2 章に掲げる授業科目の一部に代え又はこれに加えて日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という）を開設することができる。
3　前項に定める日本語科目等の授業科目については，当該学部の教授会がこれを定める。
4　帰国生についても第 1 項及び第 2 項の規定を準用することができる。
第 52 条　委託生，外国人留学生に関して，本節各条に規定しない事項については，学部学生に関する規定を準用する。

第 11 節　科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第 53 条　学部の授業科目中の 1 科目又は数科目の履修を希望する者に対して，科目等履修生として入学を許可することがある。
2　科目等履修生の出願手続等については，別にこれを定める。
第 54 条　科目等履修生は，履修した授業科目について，試験を受けることができる。試験に合格した者には，所定の単位を与えることができる。
第 55 条　学部の授業科目中の 1 科目又は数科目の聴講を希望する者に対して，聴講生として入学を許可することがある。
2　聴講生の出願手続等については，別に定める。
第 56 条　国内又は国外の他の大学及び短期大学の学生が学部の授業科目の履修を希望するときは，特別聴講学生として入学を許可することがある。
2　特別聴講学生の出願手続等については，別に定める。
第 57 条　各学部において，特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対しては，研究生として入学を許可することがある。
2　研究生は，指導教員の個人指導を受けて研究に従事するものとする。
第 58 条　研究生として入学することができる者は，その学部において選考の上，適当と認められた者に限る。
第 59 条　研究生として入学を志願する者は，所定の出願書類に研究しようとする事項を記載して，学期の始めに願い出るものとする。
第 60 条　研究生の在学年限は，1 年とする。ただし，事情によって期間の延長を願い出ることができる。
第 61 条　研究生は，指導教員及び担任教員の承諾を経て，学部の講義・演習及び実験等に出席することができる。
第 62 条　研究生として，相当の成績を示したと認められる者には研究証明書を与える。
第 63 条　研究生に関して，本節各条に規定しない事項については，学部学生に関する規程を準用する。

第 12 節　教職課程

第 64 条　本大学に教職課程を置く。

2　中学校及び高等学校の教育職員の免許状を必要とする者は，教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則に基づき，本大学に設置する教職課程において，所定の単位を修得しなければならない。

第 14 節　賞　　罰

第 75 条　人物及び学業成績が優秀な者には，授賞することがある。

2　授賞に関する規定は，別にこれを定める。

第 76 条　学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し，又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第 77 条　懲戒は，退学・停学及び訓告の３種とする。

2　前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

①　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

②　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

③　正当の理由がなくて出席常でない者

④　大学の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者

3　懲戒の手続に関する規定は，別に定める。

日本大学学生・生徒表彰規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は，日本大学学則・日本大学短期大学部学則及び日本大学付属高等学校等学則の表彰規定に基づき，日本大学学生・生徒の表彰に関する必要事項について定める。

（表彰の種類）

第２条　表彰の種類は，次のとおりとする。

①　学長賞

②　優等賞・優秀賞

③　奨励賞

④　部科校長賞

2　前項に掲げる表彰は，学長賞，優等賞･優秀賞及び奨励賞（以下学長賞等という）は学長名で，部科校長賞については，部科校長名で授与する。ただし，付属高等学校・中学校及び小学校の優等賞は，校長名で授与する。

（表彰部門）

第３条　表彰部門は次のとおりとする。

①　学業部門

②　学術・文化部門

③　体育部門

④　善行部門

⑤　その他

（表彰基準）

第４条　この規程の表彰基準は，別に定める。

（表　　彰）

第５条　受賞者には賞状を授与し表彰する。ただし，表彰に当たって，賞状とともに記念品を授与することができる。

（表彰の時期）

第６条　学長賞，優等賞・優秀賞，部科校長賞は，学生・生徒が卒業の際，卒業式等において表彰する。ただし，第３条第４号及び第５号に定める場合は，この限りでない。

2　奨励賞は，在学生に対し，適当な時期に行う。

（候補者の推薦）

第７条　学長名で授与する学長賞等の候補者（以下候補者という）の推薦は，次のとおりとする。

①　第３条第１号の候補者については，学部長は教授会の審議を経て，学校長は教職員会議の意見を聴いて，学長に推薦する。

②　第３条第２号から第５号までの候補者については，部科校長が申請した者を，学長賞候補者選考委員会が審査し，学長に推薦する。

③　第３条第３号の候補者については，前号のほか保健体育審議会会長（以下「審議会長」という）が保健体育審議会の議を経て申請した者を，学長賞候補者選考委員会が審査し，学長に推薦する。

（推薦の方法）

第８条　前条に定める候補者を推薦する場合には，所定の必要書類を添付し，文書をもって行わなければならない。

（受賞者の決定）

第９条　学長賞，優秀賞，奨励賞の受賞者は，推薦された候補者について，学部長会議の意見を聴いて，学長が決定する。

（委員会）

第 10 条　部科校長及び審議会長が申請した候補者の選考その他諸事項を審議するため，学長賞候補者選考委員会（以下「委員会」という）を置く。

（委員会の構成）

第 11 条　委員会は，次の者をもって構成し，委員は大学が委嘱する。

①　副学長（学務担当）

②　副学長（学生担当）

③　学部長及び通信教育部長　　若干名

④　学務部長

⑤　学生部長

⑥　保健体育事務局長

⑦　付属高等学校及び小学校の校長　　若干名

⑧　その他学長が推薦する者　　若干名

2　委員会の委員長は，副学長（学生担当）とする。

3　委員長及び委員の任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。

4　委員長に事故あるとき又は欠けたときは，学生部長がその職務を代行する。

（委員会の運営）

第 12 条　委員会は，委員長が招集し，その議長となる。

2　委員長は，必要に応じて委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

（専門委員会）

第 13 条　委員会は，第３条第２号から第５号の推薦について意見を聴くため，必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会は，委員長が招集し，その議長となる。

3　専門委員会の委員は，委員以外の者から，学長の承認を得て委員長が委嘱する。

4　専門委員会委員の任期は，第 11 条第３項に準ずる。

5　専門委員会は，学長賞等の推薦について，委員会に報告する。

（部科校長賞の決定等）

第 14 条　部科校長賞は，第３条に定める部門について，各部科校で表彰する。

2　部科校長賞の受賞者は，教授会又は教職員会議が審査し，推薦された者について，部科校長が決定する。第３条第２号及び第３号の部門の決定に当たっては，前条に定める専門委員会の意見を聴くことができる。

3　部科校長賞の受賞者については，文書をもって大学に報告しなければならない。

（所　　管）

第 15 条　この規程の学生に関する事務は，本部については学生部，学部等については，学生課が所管する。ただし，学業部門に関する事務は，本部については学務部，学部等については教務課が所管する。

2　生徒に関する事務は，本部については学務部，高校等については，事務課等が所管する。

（準付属高等学校等への適用）

第 16 条　第２条第１項第１号から第３号までについては，学部長会議の意見を聴いた上，本大学の準付属高等学校等の生徒に適用することができる。

附　　則

1　この規程は，平成 28 年４月１日から施行する。

2　昭和 50 年 12 月５日制定の日本大学総長賞規程は，これを廃止する。

特待生規程

（特待生）

第１条　本大学学部，通信教育部及び短期大学部（以下「学部等」という）に在学する学生（１年次生を除く）のうち，学業成績が優秀で，品行方正な者を選考の上，日本大学特待生（以下「特待生」という）とする。

（奨学金）

第２条　特待生は，甲種及び乙種とし，次の奨学金を給付する。

①　甲種　授業料１年分相当額の半額及び図書費 12 万円

②　乙種　授業料１年分相当額の半額

（候補者の推薦）

第３条　特待生候補者は，在学する学部等の長（以下「学部長等」という）が教授会の審議を経て選考し，所定の書類を添付して，学長に推薦する。

2　毎年度の特待生候補者の数については，別に定める基準に基づき決定する。

（選考決定）

第４条　特待生は，学部長等が推薦した候補者について，学部長会議の意見を聴いた上，学長が決定する。

2　特待生は，毎年度選考の上，決定する。ただし，再選考を妨げない。

（取消し）

第５条　特待生が第１条の資格を欠いた場合には，学長は，学部長等の意見を聴いて，特待生を取り消すことができる。

（奨学金の返還）

第６条　特待生が休学，退学又は前条によって特待生を取り消された場合には，学長は，当該年度の奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

附　　則

1　この規程は，平成 29 年４月１日から施行する。

2　従来の奨学規程は，本規程施行と同時に廃止する。

日本大学生産工学部留学に関する内規

（目　的）

第１条　この内規は，日本大学学則第 27 条の２，第 37 条第５項及び第９項，第 117 条第９項に基づき，生産工学部及び大学院生産工学研究科（以下，「本学部」という。）の学生が海外に留学する場合の取扱いについての必要事項を定める。

（留学の定義）

第２条　この内規にいう「留学」とは，本学部の教授会又は大学院分科委員会（以下，「教授会等」という。）の許可を得て，外国の大学若しくはこれに相当する高等教育機関又は海外の研究機関（以下「大学等」という。）に原則として１学年在学又は在籍し，勉学若しくは研究するものをいう。

（留学の種類）

第３条　この内規にいう留学の種類は，次の各号の一に該当するもので，その運用基準については別に定める。

①　本学部海外提携校への学術交流協定等に基づく派遣交換留学

②　本学部海外提携校への留学

③　日本大学（以下，「本学」という。）の海外提携校への留学又は学術交流協定等に基づく派遣交換留学

④　本学又は本学部と学術交流協定等を結んでいない外国の大学等への留学

（留学に関する手続）

第４条　留学をしようとする者には，あらかじめ次の書類を提出させた上，教授会等が許可を与える。

①　本学部所定の留学届

②　留学先となる大学等が発行する入学許可書，受入書等

２　留学を終えた者には，次の書類を帰国後速やかに提出させる。

①　本学部所定の帰国届

②　留学先の大学等が発行する在学期間又は在籍期間を明記した証明書

③　様式任意の学習成果報告書

（在学年数の取扱い）

第５条　留学期間は，修業年数に算入する。

（証明書の発行）

第６条　留学期間中は，在学証明書を発行する。

（留学中に修得した単位の認定）

第７条　留学期間中に留学先の大学等において修得した単位のうち，教授会等が適当と認めたものに限り，本学部の単位として認定することができる。

２　前項の規定により，認定することのできる単位数は，他の事由により認定された単位数と合わせて次のとおりとする。

①　学部においては，60 単位を超えない範囲

②　大学院においては，10 単位を超えない範囲

（留学期間中の学費）

第８条　留学期間中は，留学在籍料を徴収し，他の諸費は徴収しない。

２　授業料を納入した後に留学を許可された場合は，すでに納入された授業料の超過分を，次の学期の授業料に充てることができる。

（留学許可の取り消し）

第９条　留学を許可した者について，第２条に該当する留学生として不適当であると認められる事情が生じた場合は，教授会等は，留学の許可を取り消すことができる。

２　前項の規定により留学の許可を取り消した場合は，前条の規定を適用しない。

附　　則

この内規は，平成 27 年４月１日から施行する。

日本大学生産工学部情報システム利用要項

（趣　旨）

第１条　この要項は，生産工学部（以下学部という）の情報システム（以下システムという）の円滑な運用を図るため，システムの利用について必要な事項を定める。

（適用範囲）

第２条　この要項は学部のキャンパスの内外を問わず，システムを利用する場合に適用する。

（構　成）

第３条　システムとは，次のものをいう。

①　学部が管理するネットワークと情報資産

②　学部が管理するコンピュータ機器群

③　学部が第１号及び第２号を使用して提供する情報サービス（電子メール，電子ニュース，Web ページ等）

④　前各号に関連する付帯設備及び装置

（利用者の資格）

第４条　システムを利用できる者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

①　学部の教職員

②　学部の学生，大学院学生，研究生，科目等履修生，特別聴講学生

③　その他学部長が認めた者

（利用の申請）

第５条　システムを利用する者は，所定の利用申請書を庶務課に提出するものとする。ただし，前条第２号の者は省略するものとする。

（利用の承認）

第６条　学部長は，前条の申請書を受理し，適当と認めた者（以下利用者という）には利用者識別名（以下ユーザＩＤという）を与える。

２　前項のユーザＩＤの有効期間は，承認の日から次の各号のとおりとする。

①　学部専任教職員については，専任の期間。ただし，本人の希望により３か月以内の延長を認める。

②　学部の学生，大学院学生，研究生，科目等履修生，特別聴講学生については，在学の期間

③　その他の者は，認めた期間

（ユーザＩＤの管理）

第７条　利用者は，ユーザＩＤを自己の責任において管理し，以下の各号を遵守するものとする。

①　他の利用者又は第三者に自己のユーザＩＤを使用させたり，譲渡，貸与しない。

②　他の利用者のユーザＩＤを不正に使用しない。

③　ユーザＩＤが第三者に使用されていることを知った場合，速やかに庶務課に連絡の上，必要な指示を受ける。

（変更の届出）

第８条　申請事項に変更を生じた場合は，速やかに庶務課に届出なければならない。

（利用の目的）

第９条　システムの利用は，教育，研究，事務利用を目的とする。ただし，学部長が特に認めた場合は，この限りでない。

（遵守事項）

第 10 条　利用者は，以下の各号を遵守するものとする。

①　ネットワークを利用する場合は，別に定める「生産工学部ネットワーク利用に関する要項」

②　教育施設を利用する場合は，別に定める「生産工学部教育用情報関係施設利用要項」

③　研究施設を利用する場合は，別に定める「生産工学研究所情報関係施設利用要項」

（利用の制限）

第 11 条　利用者が，この要項に違反したときは，学部長はシステムの利用を制限することができる。

（免　責）

第 12 条　利用者が，この要項に違反し，利用者又は第三者に生じた損害について，学部は一切責任を負わない。

（損害賠償）

第 13 条　利用者が，故意又は過失によりシステムを破壊，紛失又は汚損した場合は，学部はその損害を賠償させることができる。

（所　管）

第 14 条　この要項に関する事務は，庶務課が行う。

附　　則

この要項は，平成 16 年４月１日から施行する。

生産工学部ネットワーク利用に関する要項

（目　的）

第１条　この要項は，「日本大学における不正アクセス対策要項」第４条の定めにより，インターネット社会における情報セキュリティの重要性を認識し，生産工学部におけるネットワークと情報資産（以下ネットワークという）を内外の脅威から守り「被害者にならない」「加害者にならない」ために，セキュリティ対策を講じ，モラルの維持，円滑な運用を目的とする。

① セキュリティ対策とは，不正な侵入，漏えい，改ざん，破壊，利用妨害などが発生しないように努め，さらに，障害発生（自然災害，機械故障，人災）を未然に防止するように対策を講じることをいう。

② モラルの維持とは，情報倫理であり，著作権，知的財産権の侵害や，公序良俗などに反する行為をしないことをいう。

③ 円滑な運用とは，教育・研究，学部内の管理業務が障害なく運用できることをいう。

なお，ネットワーク利用に関する組織・規程等が制定されるまでの当分の間，これを適用するものとする。

（利用者）

第２条　ネットワークを利用できる者は次のとおりとする。

① 本学部学生・大学院学生

② 本学部教職員

③ その他学部長が認めた者

（遵守事項）

第３条　ネットワークを利用する者は，次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

① この要項の目的に則さない行為をしないこと。

② ネットワークを内外の脅威から守り，かつ，自分自身が感染元にならないように，適切に機能する状態を保つこと。

③ プライバシーを侵害する行為をしないこと。

④ 知的財産権を侵害する行為をしないこと。

⑤ 他人を詐称するなどしてアクセスを許されていないコンピュータにアクセスしないこと。

⑥ 営利を目的とした行為をしないこと。

⑦ 不適切な内容の情報の発信や，法令および社会慣行に反する行為をしないこと。

（利用の制限）

第４条　学部長は，利用者がこの要項に反した場合には，その者の通信を即時に遮断するとともに，ネットワークの利用を制限すること，または取り消すことができる。

（所　管）

第５条　この要項に関する事務は，庶務課が所管する。

附　　則

この要項は，平成 14 年６月６日から施行する。

日本大学生産工学部ホームページ及びサーバ管理要項

（趣　旨）

第１条　この要項は，日本大学生産工学部（以下学部という）の教育・研究の発展のために，インターネットを介した情報発信手段として開設する学部ホームページ（以下ホームページという）及び WWW サーバ（以下サーバという）の管理運営に必要な事項を定めたものである。

（定　義）

第２条　この要項でいう「ホームページ」とは，学部が情報発信を行うことを目的として，一元的に管理運用する電子情報を指し，「サーバ」とは，その電子情報を蓄積・供給するシステムをいう。

（ワーキンググループ）

第３条　ホームページ及びサーバの円滑な管理運用を行うため，日本大学生産工学部広報委員会（以下委員会という）の下にホームページ管理ワーキンググループ（以下ワーキンググループという）を置く。

（ワーキンググループの業務）

第４条　ワーキンググループは次の業務を行う。

① ホームページの内容に関する事項

② 学部からの電子情報発信に関する事項

③ その他，委員会から付議された事項

（ホームページ）

第５条　ホームページには次の情報を掲載することができる。

① 学部の案内及び広報

② 学部の入試広報

③ 学部が提供する学科の情報

④ その他，委員会が認めたもの

（情報掲載申請）

第６条　ホームページに情報の掲載を希望する者は，委員会に申請し，所定の手続きを経た後，許可を受けなければならない。

（情報内容の責任）

第７条　ホームページの情報内容については，申請者が責任を負うものとする。

（内容の作成）

第８条　情報内容は，原則として申請者が作成する。

（内容の収録場所）

第９条　情報内容の収録場所（ディレクトリ，URL）は，ワーキンググループで決定する。

（リンク申請）

第 10 条　ホームページにリンク先を掲載希望する者は，委員会に申請しなければならない。

（更新の義務）

第 11 条　ホームページに情報を掲載した者は，常に情報内容を最新のものに更新し，不要になった情報を削除するように努めなければならない。

（運用の一時停止）

第 12 条　委員会は，サーバの利用規制および機器の点検などの必要があると認められたときは，サーバの運用を一時停止することができる。

（掲載情報の中止）

第 13 条　委員会は，掲載情報が本要項の趣旨に反する内容であると認められる場合，情報掲載申請者に通告するとともに，情報の掲載を中止することができる。

（所　管）

第 14 条　ホームページ及びサーバ管理に関する事務は庶務課が行う。

附　　則

この要項は，平成 14 年４月１日から施行する。

日本大学生産工学部教育用情報関係施設利用要項

（趣　旨）

第１条　この要項は，生産工学部（以下学部という）が提供する教育用情報関係施設（以下情報関係施設という）の利用についての必要な事項を定める。

（構　成）

第２条　情報関係施設とは，次のものをいう。

① 情報処理演習室（津田沼校舎 24 号館 301 室，401 室，402 室）

② e-Space（津田沼校舎 24 号館 305 室）

③ 実籾校舎教育用コンピュータ実習室（実籾校舎 51 号館 206 号室，52 号館 401 室，402 室，404 室，405 室）

（利用者の資格）

第３条　情報関係施設を利用できる者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

① 学部の教職員

② 学部の学生，大学院学生，研究生，科目等履修生，特別聴講学生

③ その他学部長が認めた者

（利用の目的）

第４条　情報関係施設の利用は，教育を目的としたものに限る。ただし，学部長が特に認めた場合は，この限りでない。

（利用予約）

第５条　時間割上の授業以外で情報関係施設の専有利用を希望する者は，所定の利用申込書を教務課に提出するものとする。

（ソフトウェア利用上の注意）

第６条　情報関係施設に整備されたソフトウェア（以下整備ソフトという）を複写又は消去，破壊してはならない。

（整備ソフト以外のソフトウェア利用上の注意）

第７条　整備ソフト以外のソフトウェア（以下利用者ソフトという）の利用については，次の各号による。

① 利用者ソフトの内容，動作等については，学部は責任を負わない。

② 利用者ソフトの著作権については，利用者各自が責任を負うものとする。

③ 利用者ソフトが原因でシステムに障害等の不都合が生じた場合は，利用を停止する。

（機器等の位置復元）

第８条　利用者は，使用した機器等を元の位置に復すること。

（持込み機器の搬出）

第９条　利用者が独自に持込んだ機器等は，使用後速やかに搬出するものとする。

（機器等の貸出し）

第 10 条　機器，ソフトウェアライセンス，説明書等を情報関係施設以外の場所で使用する場合は，専任教職員が所定の借用書を教務課に提出するものとする。

（事故の報告）

第 11 条　利用者は，情報関係施設の機器，備品が故障又は破損した場合，教務課に連絡の上，必要な指示を受けるものとする。

（遵守事項）

第 12 条　利用者は，別に定める「生産工学部ネットワーク利用に関する要項」及び情報関係施設内における喫煙，飲食の禁止を遵守するものとする。

（利用の制限）

第 13 条　利用者が，この要項に違反したときは，学部長は情報関係施設の利用を制限することができる。

（免　責）

第 14 条　利用者が，この要項に違反し，利用者又は第三者に生じた損害について，学部は一切責任を負わない。

（損害賠償）

第 15 条　利用者が，故意又は過失により情報関係施設の機器，備品および整備ソフトを破壊，紛失又は汚損した場合は，学部はその損害を賠償させることができる。

（利用時間）

第 16 条　情報関係施設の利用時間は，別に定める。

（所　管）

第 17 条　この要項に関する事務は，教務課が行う。

附　　則

この要項は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

入学前の既修得単位数の取扱いに関する要項

（趣　旨）

第 1 条　この要項は，日本大学学則第 37 条第 6 項，第 7 項及び第 8 項に基づき，学生が生産工学部に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（以下「既修得単位」という）の取扱いについて必要事項を定める。

（単位認定）

第 2 条　学生からの申し出により，既修得単位のうち，学生が所属する学科（以下所属学科という）のカリキュラムと整合性のある授業科目について認定することができる。

（認定方法）

第 3 条　認定方法は，授業科目ごとの個別認定とし，所属学科，教養・基礎科学系及び各学科の方針に基づき，連携の上，振り替えるものとする。

（認定単位数の上限）

第 4 条　認定単位数は 30 単位を上限とし，履修科目登録単位数の上限に関する基準の適用外とする。

（成績評価）

第 5 条　認定する授業科目の成績評価は「認定」とし，表記は「N」とする。

（認定手続）

第 6 条　単位認定の手続きは，次の手順とする。

①　入学時に新入生に対して，本制度の概要及び申請手続等について周知する。

②　単位認定を希望する学生は，原則として，①による手続期間内に成績証明書及び既修得単位を修得した年度の授業計画（シラバス）を添えて，教務課に申し出る。

③　認定する授業科目は，所属学科，教養・基礎科学系及び各学科が連携して学生の意向を踏まえ認定案を作成し，学務委員会，担当会議，担当・主任会議，教授会の審議を経て，学部長が決定する。

附　　則

1　この要項は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　編入学者及び再入学者に対しては別途定めることとし，この要項は適用しない。

基盤科目（英語系）における単位認定に関する申合せ

（趣　旨）

1　この申合せは，平成 29 年度施行カリキュラムにおける基盤科目（英語系）への単位認定に関する必要事項を定める。

（適用範囲）

2　①　日本大学学則第 37 条第 4 項に基づき，日本大学生産工学部（以下「本学部」という）の学生が次の研修に参加し修得した科目又は修了したプログラムに関してキャリアパスイングリッシュに単位を認定する。

(1) 日本大学短期海外研修

ア　ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ・サマースクール（英国）（サマースクール PG コースを含む）

イ　エリザベスタウン・カレッジ・サマースクール（米国）

ウ　ボンド大学付属英語研修機関オーストラリア・スプリングスクール（オーストラリア）

(2) 本学部語学研修

ミシシッピ州立大学（米国）

(3) その他本学部が認めたもの

②　日本大学学則第 27 条の 2，第 37 条第 5 項及び第 9 項及び日本大学生産工学部留学に関する内規第 2 条に基づき，本学部の学生が次の派遣留学又は留学先で受講した語学研修に関して研修内容を精査の上，キャリアパスイングリッシュに単位を認定する。

(1) 本学部ケント州立大学派遣留学生制度における ESL センターでの語学研修

(2) 本学ウェスタンミシガン大学派遣留学生制度における CELCIS での語学研修

(3) 日本大学生産工学部留学に関する内規第 2 条に基づき，学部長の許可を受けて留学した留学先の英語に関する語学研修

③　以下のとおり，各試験で基準を満たした場合，単位を認定する。

試験種別	基　　準	認定科目（単位数）	認定上限単位数
TOEFL	560点以上（PST）	プラクティカルイングリッシュⅠA(1) プラクティカルイングリッシュⅠB(1) プラクティカルイングリッシュⅡA(1) プラクティカルイングリッシュⅡB(1) プラクティカルイングリッシュⅢ(1) プラクティカルイングリッシュⅣ(1)	6単位まで
	79点以上（iBT）		
	213点以上（CBT）		
TOEIC	760点以上		
実用英語技能検定	準1級以上		
IELTS	5.5以上		

試験種別	基　　準	認定科目（単位数）	認定上限単位数
TOEFL	488–559点（PBT）	プラクティカルイングリッシュⅠA(1) プラクティカルイングリッシュⅠB(1) プラクティカルイングリッシュⅡA(1) プラクティカルイングリッシュⅡB(1)	4単位まで
	57–78点（iBT）		
	163–212点（CBT）		
TOEIC	600–759点		
IELTS	5.0–5.4		
TOEFL	450–487点（PBT）	プラクティカルイングリッシュⅠA(1) プラクティカルイングリッシュⅠB(1)	2単位まで
	45–56点（iBT）		
	130–162点（CBT）		
TOEIC	500–599点		
実用英語技能検定	2級		
IELTS	4.0–4.9		

（認定方法）

3　教養・基礎科学系で，成績証明書，修了証，スコア票やプログラム，授業計画（シラバス）等により，単位を認定するに足るかどうか確認の上，学務委員会で審議する。

（成績評価）

4　成績評価は認定とし，成績表示は「N」とする。

（申　請）

5　単位認定を希望する学生は，所定書式により 1 月 10 日から 1 月末日までに教務課へ申請することとする。ただし，新入生については，入学後 4 月 1 日から 4 月 7 日までに教務課へ申請することとする。

（単位認定の承認）

6　単位認定は，学務委員会，担当会議，担当・主任会議，教授会の審議を経て，学部長の承認を得るものとする。

附　　則

1　この申合せは，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　この申合せは，2（適用範囲）①に定める研修の内容に変更があった場合は，その都度見直すこととする。

日本大学生産工学部サークル一覧

学術系

団　体　名
建築研究会
自動車生産研究会
土質研究会
津田沼航空研究会
建築生産研究会
鋳物研究会
ソフトウェア研究会
エレクトロニクス研究会
鉄道研究会
情報処理研究会
環境科学研究会
建築構造研究会
新建築会
ネットワークメディア研究会
フォーミュラJSAE
教育研究会
CIT-宇宙技術研究会
CIT ロボティクス研究会

18 団体

文化系

団　体　名
写真部
英会話研究会
軽音楽部
アメリカ民謡研究会
漫画研究会
古都研究会
大久保フォーク村
天文研究会
ボランティア研究会
ストリートダンス研究会 Mild Heaven
現代文学研究会
da.Vinci
落語研究会
テーブルゲーム研究会
陶芸研究会
将棋部
ポータブルゲーム研究会
剛釣人サークル

18 団体

体育系

団　体　名
桜球ソフトボール部
日本大学桜工剣道部
ソフトテニス部
自動車部
柔道部
バレーボール部
サッカー部
バスケットボール部
洋弓部
卓球部
合気道部
ゴルフ部
硬式庭球部
硬式野球部
スキー部
日本大学理工系ヨット部
サーフィン部
櫻工ラグビー部
フットサル部
陸上競技部
アメリカンフットボール部
軟式野球部
サイクリング部
弓道部
バドミントン部
フランス・アルペン・スキークラブ
日本大学桜魂空手部
水泳部
ハンドボールサークル
日本大学水上スキー部
X-sports
CIT サバイバルゲーム
生産工日本拳法倶楽部

33 団体

このほか，学部の枠を超えて集まった大学本部学生部に所属する学生団体があります。

日本大学文化団体連合会

吹奏楽研究会　リズム・ソサエティー・オーケストラ　軽音楽部フラワーレイ　マンドリンクラブ　管弦楽団　合唱団　英語研究会
将棋研究会　学生赤十字奉仕団　スカウト研究会　探検部

日本大学体育団体連合会

ソフトテニス部　自動車部　準硬式野球部　山岳部　グライダー部　キックボクシング部　少林寺拳法部

※くわしい問い合わせは学生課まで

学園歌

日本大学校歌

日本大学工科の歌(若きエンジニアの歌)

日本大学賛歌

日大の歌 (桜の木の下で)

日本大学応援歌 (花の精鋭)

日本大学応援歌 (水の覇者日大)

日本大学応援歌 (輝く日大)

日本大学校歌

日本大学校歌

作詞　相馬御風
作曲　山田耕筰

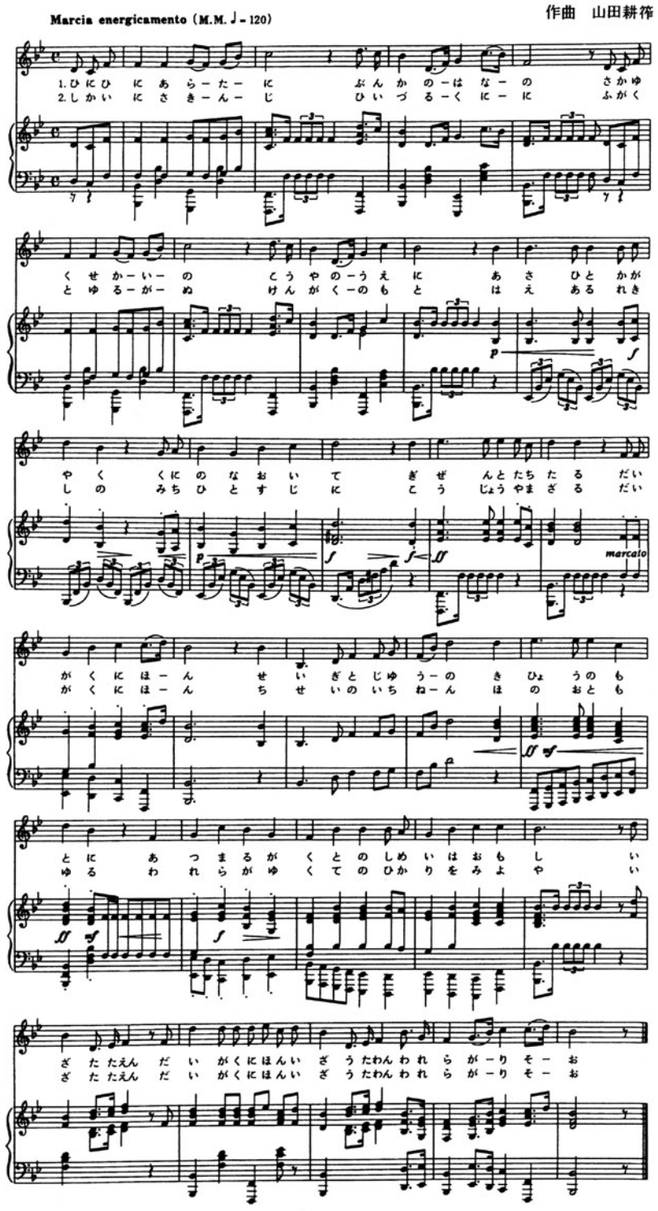

日に日に新たに　文化の華の
さかゆく世界の　曠野の上に
朝日と輝く　国の名負いて
巍然と立ちたる　大学日本
正義と自由の旗標のもとに
集まる学徒の　使命は重し
いざ　讃えん　大学日本
いざ　歌わん　われらが理想

四海に先んじ　日いづる国に
富嶽とゆるがぬ　建学の基礎
栄ある歴史の　道一すじに
向上息まざる　大学日本
治世の一念　炎と燃ゆる
われらが行く手の　光を見よや
いざ　讃えん　大学日本
いざ　歌わん　われらが理想

日本大学工科の歌（若きエンジニアの歌）

日本大学工科の歌
若きエンジニアの歌

Marciale.（♩= 114）　　堀内敬三　作詞・作曲

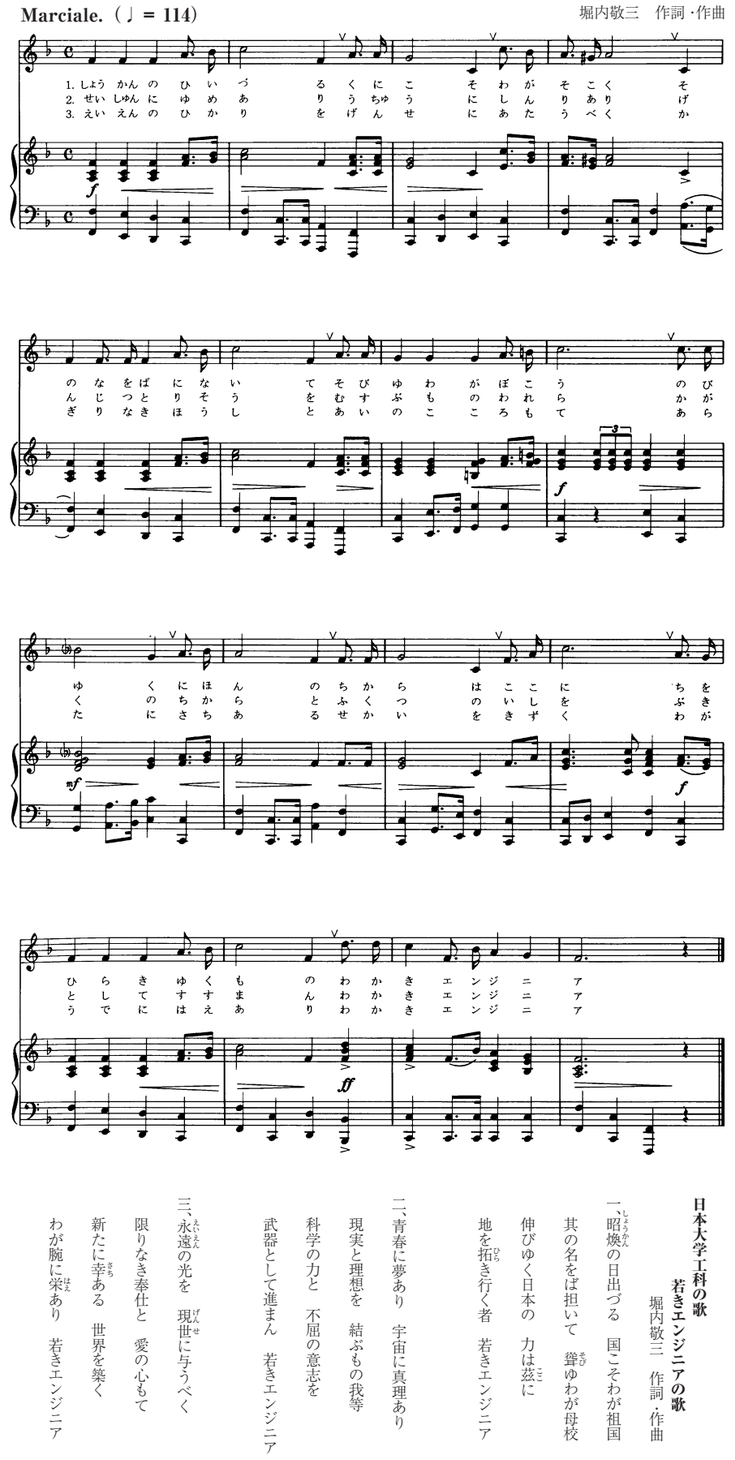

日本大学工科の歌
若きエンジニアの歌
堀内敬三　作詞・作曲

一、昭煥の日出づる　国こそわが祖国
其の名をば担いて　聳ゆわが母校
伸びゆく日本の　力は茲に
地を拓き行く者　若きエンジニア

二、青春に夢あり　宇宙に真理あり
現実と理想を　結ぶもの我等
科学の力と　不屈の意志を
武器として進まん　若きエンジニア

三、永遠の光を　現世に与うべく
限りなき奉仕と　愛の心もて
新たに幸ある　世界を築く
わが腕に栄あり　若きエンジニア

日本大学賛歌

日本大学賛歌

石本美由起　作詞
服部克久　作曲

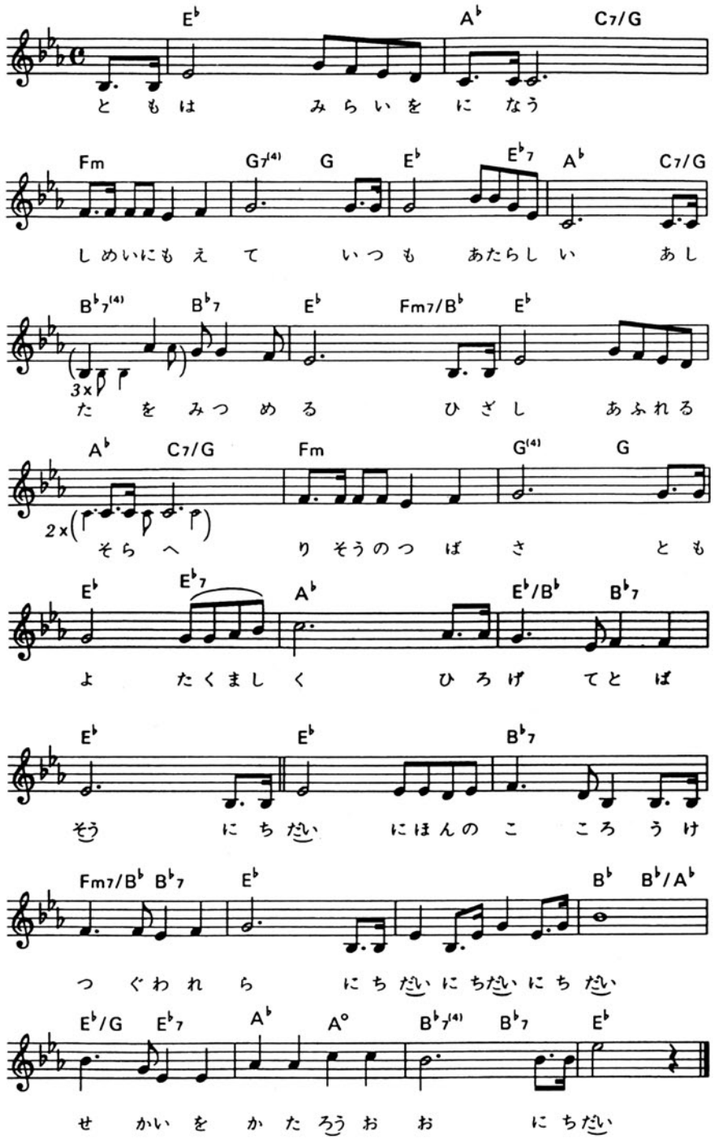

一、友は　未来を担う　使命に燃えて
いつも　新しい明日を見つめる
陽射し　あふれる空へ　理想のつばさ
友よ　逞しく　広げて　飛ばそう
日大　日本の精神　受け継ぐ吾等
日大　日大　日大　世界を語ろう
おお　日大

二、花は　いのちを育て　試練に耐えて
いつも　素晴らしい　希望を咲かせる
人は　歴史を尊び　やしなう気風
友よ　団結の　人の和　つくろう
日大　日本の闘志　受け継ぐ吾等
日大　日大　日大　世界を目指そう
おお　日大

三、星は　宇宙の夢を　描いて光り
いつも　この胸に　憧れを与える
いざや　自由の旗を　雄々しくかざし
友よ　向学の　若さを競おう
日大　日本の文化　受け継ぐ吾等
日大　日大　日大　世界を学ぼう
おお　日大

日大の歌（桜の木の下で）

日大の歌　桜の木の下で

金澤　裕　作詞
山上路夫　補作
森田公一　作曲

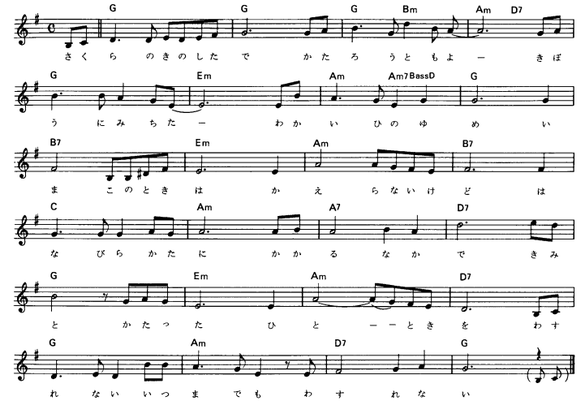

一、桜の木の下で　語ろう友よ
希望に満ちた　若い日の夢
いまこの時は　帰らないけど
花びら肩に　かかる中で
君と語った　ひとときを
忘れない　いつまでも　忘れない

二、桜の木の下で　歌おう友よ
心の中の　あふれる想い
憧れこめた　その歌声は
流れる雲に　乗ってゆくよ
君と歌った　ひとときを
忘れない　いつまでも　忘れない

三、桜の木の下で　逢おうよ友よ
理想に燃えた　若い瞳よ
季節が移り　別れたあとも
いつでも逢える　仲間ならば
君と誓った　ひとときを
忘れない　いつまでも　忘れない

日本大学応援歌（花の精鋭）

日本大学応援歌
花の精鋭

東　辰三　作詞
明石京静　作曲

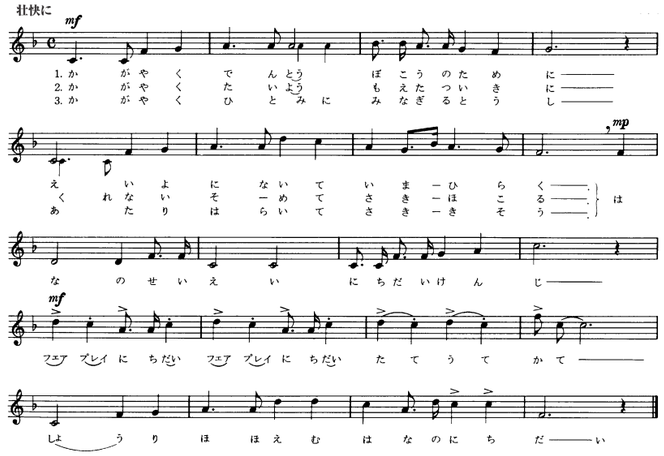

一、輝く伝統　母校の為に
栄誉担いて　今開く
花の精鋭　日大健児
フェアプレイ　日大
フェアプレイ　日大
立て　打て　勝て
勝利微笑む　花の日大

二、輝く太陽　燃え立つ意気に
紅い染めて　咲き誇る
花の精鋭　日大健児
フェアプレイ　日大
フェアプレイ　日大
立て　打て　勝て
勝利微笑む　花の日大

三、輝く瞳に　みなぎる闘志
あたりはらいて　咲きそう
花の精鋭　日大健児
フェアプレイ　日大
フェアプレイ　日大
立て　打て　勝て
勝利微笑む　花の日大

日本大学応援歌（水の覇者日大）

日本大学応援歌
水の覇者日大

サトウ・ハチロー　作詞
古関　裕而　作曲

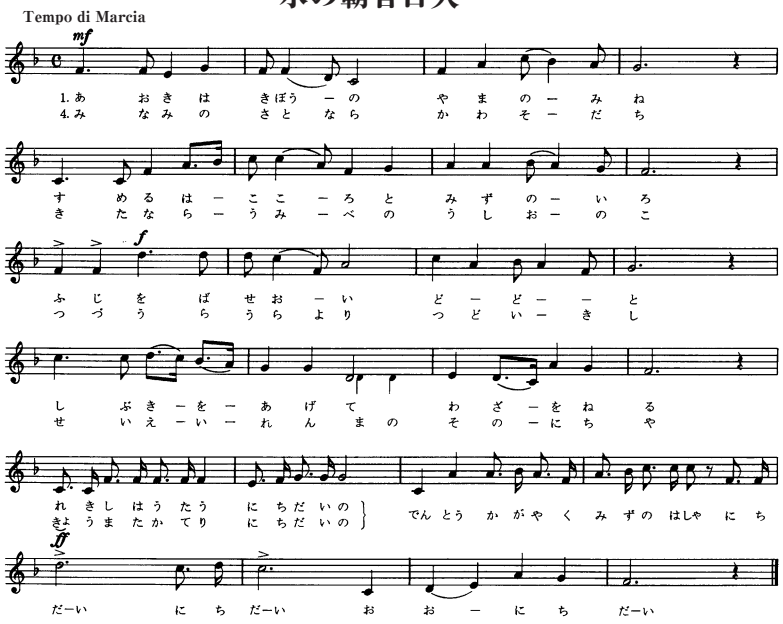

一、青きは希望の　山の峰
澄めるは心と　水の色
富士をば背負い　堂々と
しぶきをあげて　技を練る
歴史は唄う　日大の
伝統輝く　水の覇者
日大　日大　おお日大

（二番略）

三、南の里なら　河育ち
北なら海辺の　潮の子
津々浦々より　集いきし
精鋭練磨の　その日夜
今日また勝てり　日大の
伝統輝く　水の覇者
日大　日大　おお日大

四、水上日本の　声名を
守るは我等の　肩にあり
記録の更新　むねとして
世界の覇者たれ　王者たれ
轟け響け　日大の
伝統輝く　水の覇者
日大　日大　おお日大

日本大学応援歌（輝く日大）

日本大学応援歌
輝く日大

松阪直美　作詞
猪俣公章　作曲

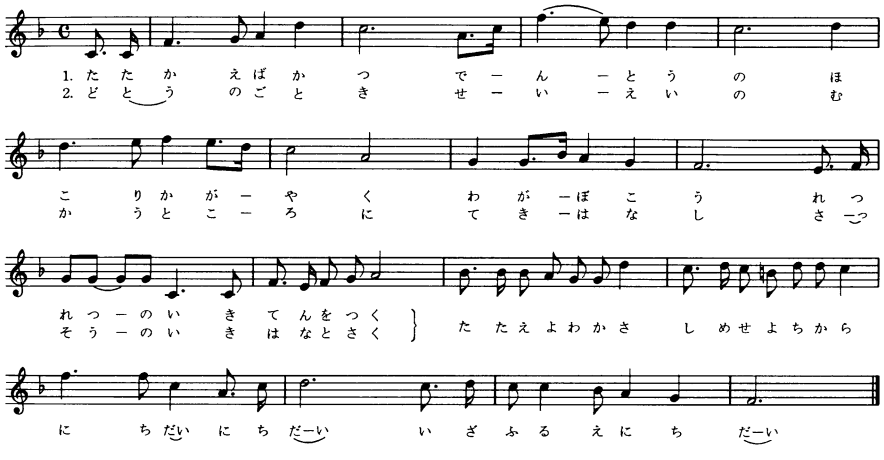

一、戦えば勝つ　伝統の
誇り輝く　わが母校
烈々の意気　天を突く
たたえよ若さ　示せよ力
日大　日大　いざふるえ日大

二、どとうの如き　精鋭の
向う所に　敵はなし
さっそうの意気　花と咲く
たたえよ若さ　示せよ力
日大　日大　いざふるえ日大

三、光と競え　フェニックス
風に勝利の　旗が鳴る
豪快の意気　高らかに
たたえよ若さ　示せよ力
日大　日大　いざふるえ日大

キャンパス案内図

津田沼キャンパス

実籾キャンパス

キャンパス案内図

津田沼キャンパス

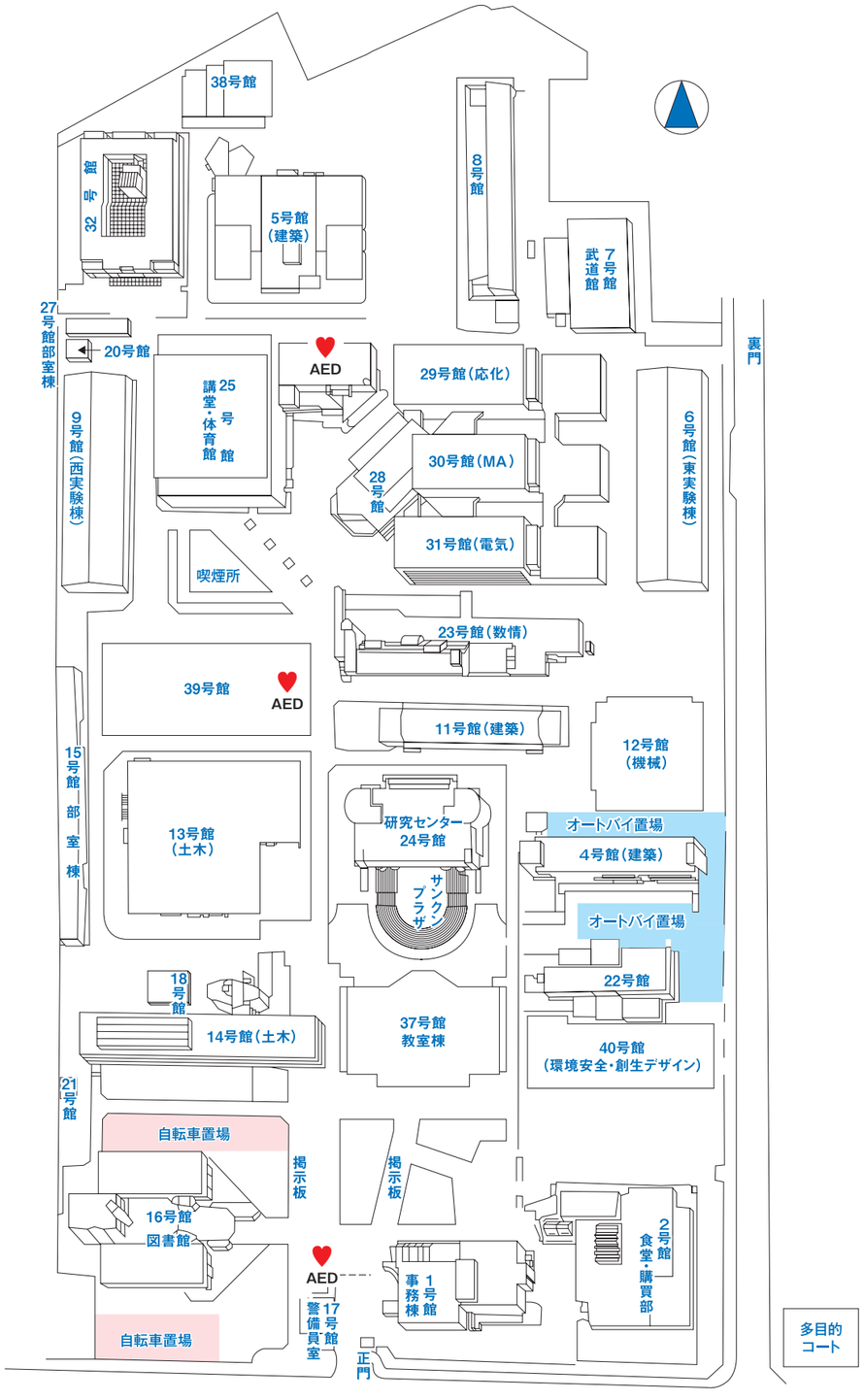

※自動体外式除細動器（AED）は 17 号館警備員室，25 号館体育館 1 階，39 号館に設置してあります。

実籾キャンパス

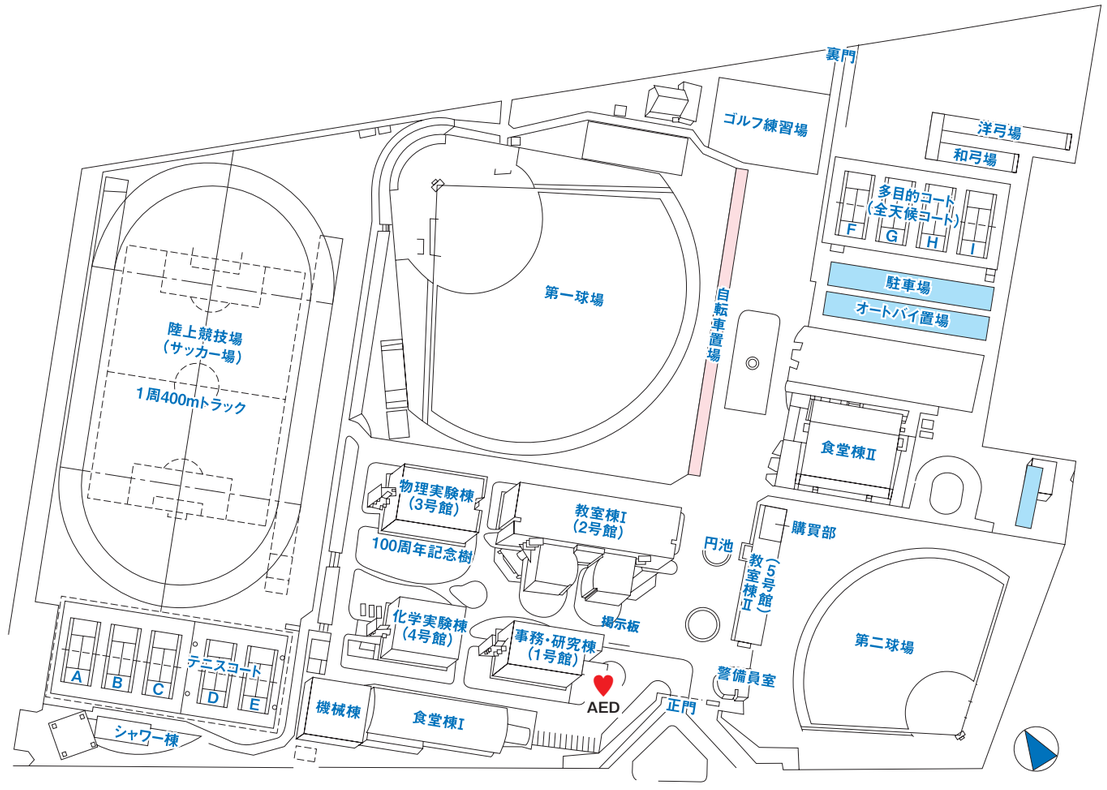

※自動体外式除細動器（AED）は1 号館事務・研究棟1 階に設置してあります。

キャンパス案内図

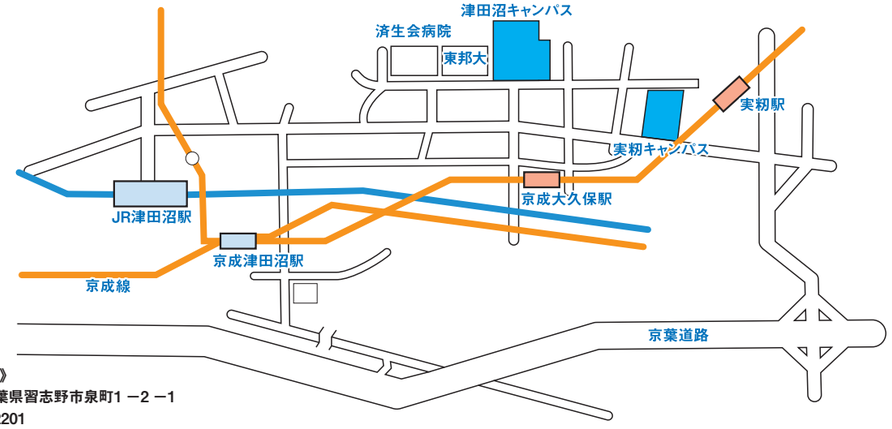

《津田沼キャンパス》
〒275-8575　千葉県習志野市泉町1 −2 −1
電話　047 (474) 2201

《実籾キャンパス》
〒275-8576　千葉県習志野市新栄2 −11 −1
電話　047 (474) 2801

日本大学情報管理宣言

日本大学

日本大学は，教育理念を実現し，社会的責任を全うし，本学の誇りを守るため，次の三つを宣言します。

1　日本大学は，業務・教学情報の外部持ち出しを許しません。
1　日本大学は，情報を大学の重要な財産と考え，厳格に管理します。
1　日本大学は，構成員に対し情報管理教育を徹底します。

日本大学の構成員は，自らが関わる情報が，大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し，良識を持って情報に接することを誓います。

個人情報の取扱い告知文

日本大学生産工学部

入学手続時及び在学中に収集する学生本人及び保証人の氏名，住所，生年月日及びその他の個人情報は，学籍・成績管理，教育，学生生活支援，学費の案内，図書館利用，就職支援等及びこれらの業務に付随する学生及び保証人への連絡・通知・掲示等，本大学の教育事業に必要な範囲で利用します。

また，これらの業務の一部を業者に委託する場合があります。この場合，当該業務の委託を受けた業者は，上記利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

なお，本大学では，学生への教育・指導をより適切に行うため，保証人に対して学生の学業成績及び出席状況等の開示並びに履修状況等についての相談を行う場合があります。

【問合せ先】生産工学部教務課・学生課